

特定証券情報

【表紙】

| | |
|-------------------------------------|---|
| 【公表書類】 | 特定証券情報 |
| 【公表日】 | 2021年11月17日 |
| 【発行者の名称】 | エヴィクサー株式会社 (Evixar Inc.) |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長CEO 瀧川 淳 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区新川一丁目17番22号 |
| 【電話番号】 | 03-5542-5855 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員CFO 渡辺 真次郎 |
| 【担当J-Adviserの名称】 | 株式会社アイ・アール ジャパン |
| 【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長・CEO 寺下 史郎 |
| 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 | 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 |
| 【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 | https://www.irjapan.jp/ir_info/library/financial_results.html |
| 【電話番号】 | 03-3519-6720 |
| 【有価証券の種類】 | 普通株式 |
| 【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】 | 発行価額の総額 株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘 480,000,000円 以内 (注) 発行価額の総額は、公表日現在における見込額であります。 |
| 【取引所金融商品市場等に関する事項】 | 当社は、当社普通株式を2021年12月22日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。上場に際しては、「第一部【証券情報】 第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】」に記載の特定投資家向け取得勧誘を行う予定であります。 なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【公表されるホームページのアドレス】 | エヴィクサー株式会社 https://www.evixar.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/ |

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第二部【企業情報】 第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時点における役員（金融商品取引法（以下、「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第1項第1号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下、「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、株式会社東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 株式会社東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【証券情報】

第1 【特定投資家向け取得勧誘の要項】

1 【新規発行株式】

| 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 | 発行数 | 内容 |
|-----------------------|----------------------|---|
| 普通株式 | 400,000株 以内 (注) 2 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1. 2021年11月15日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については当該発行数を上限とし、実際に2021年12月15日から2021年12月16日までを予定する普通株式の申込期間において、申込のあった株式数が発行されます。
3. 当社は、2021年10月13日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（「社債、株式等の振替に関する法律」第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

(1) 【特定投資家向け取得勧誘の方法】

2021年12月14日に決定される予定の発行価格にて、特定投資家向け取得勧誘（以下、「本取得勧誘」という。）を行います。なお、本取得勧誘は、日本証券業協会の有価証券の引受け等に関する規則第25条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格を決定する方法をいう。）に準拠し、決定する価格で行います。ブックビルディング方式に準拠した発行価格の決定方法の実施にあたってはアイザワ証券株式会社をブックランナーに指定し、需要申告の受け入れ等を行う予定であります。

| 形態 | 発行数 | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|----------------------|---------|-------------|-------------|
| 株主割当による特定投資家向け取得勧誘 | — | — | — |
| 株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘 | 400,000 | 480,000,000 | 240,000,000 |
| 計（総発行株式） | 400,000 | 480,000,000 | 240,000,000 |

- (注) 1. 上記の各金額は公表日（2021年11月17日）現在における想定発行価格（1,200円）に基づき算出した見込額であり、今後変更されることがあります。各金額の決定の時期及び方法については、後記「(2) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】」をご参照ください。

(2) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

| 発行価格（円） | 発行価額（円） | 資本組入額（円） | 申込株数単位（株） | 申込期間 | 払込期日 |
|-------------|-------------|-------------|-----------|--------------------------------------|----------------|
| 未定 (注) 2 | 未定 (注) 3 | 未定 (注) 4 | 100 | 自 2021年12月15日（水） 至 2021年12月16日（木） | 2021年12月21日（火） |

- (注) 1. 上記の各金額の意味は、以下のとおりであります。
- 「発行価格」：本取得勧誘に対する申込みの際に投資家が当社に対して支払う1株当たりの金額
「発行価額」：会社法上の1株当たりの払込金額
「資本組入額」：1株当たりの増加する資本金の額
2. 発行価格は、ブックビルディング方式に準拠して決定いたします。発行価格は、2021年12月6日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスクその他を総合的に勘案した上で、2021年12月14日に決定する予定であります。また、当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される特定投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

3. 発行価格は、2021年12月6日開催の取締役会において決定する予定であります。なお、発行価格が会社法上の払込金額である発行価格を下回る場合は、本取得勧誘を中止いたします。
4. 資本組入額については、当社は、2021年11月15日開催の取締役会において、2021年12月14日に決定される予定の発行価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする事及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする事を決議しております。
5. 申込みに先立ち、2021年12月7日から2021年12月10日までの間でブックランナーであるアイザワ証券株式会社に対して、仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。取得勧誘にあたっては、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家向けに取得勧誘が行われることがあります。なお、発行数の上限を上回る応募があった場合にはブックランナーであるアイザワ証券株式会社の定める配分の基本方針及び社内規則等に準拠し、配分を行う方針であります。配分の基本方針については同社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
6. 本取得勧誘の申込みは、申込期間内に後記「(3)【申込取扱場所】」へ申込みに係る書類を提出することとし、2021年12月21日までに申込株数に基づく払込金額を後記「(4)【払込取扱場所】」に記載の当社指定の銀行口座へお振込みいただきます。
7. 株式受渡期日は、2021年12月22日(以下、「上場日」という。)の予定であります。本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下、「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

(3) 【申込取扱場所】

| 申込取扱場所 | 所在地 |
|------------|--------------------------|
| エヴィクサー株式会社 | 東京都中央区新川一丁目17番22号 松井ビル1階 |

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|----------------|-------------------|
| 株式会社みずほ銀行 築地支店 | 東京都中央区築地二丁目11番21号 |

3 【株式の引受け】

本取得勧誘において、株式の引受けは実施いたしません。

4 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

該当事項はありません。

(2) 【新株予約権の内容等】

該当事項はありません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】

(1) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

該当事項はありません。

(2) 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の内容等】

該当事項はありません。

(3) 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の引受け】

該当事項はありません。

6 【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行等による手取金の額】

| 払込金額の総額 (円) | 発行諸費用の概算額 (円) | 差引手取概算額 (円) |
|-------------|---------------|-------------|
| 480,000,000 | 17,400,000 | 462,600,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、新規発行に際して当社に払い込まれる発行価格の総額であり、本特定証券情報提出時における想定発行価格(1,200円)に基づき算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 株式の引受けは実施しないことから引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【新規発行等の理由及び手取金の使途】

新規発行等の手取金である差引手取概算額462,600千円は、優秀な人材を確保するための採用及び人員増加に伴うオフィス拡張、当社及び当社サービス等の認知度向上のためのプロモーション、「HELLO! MOVIE」方式の国際展開及びそれに対応したセキュリティ強化、一般市場への上場に向けた準備費用その他運転資金に充当する予定であります。

手取金の使途と支払予定の時期については、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 項目 | 予定金額 | 支払予定 | | |
|------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| | | 2022年12月期 | 2023年12月期 | 2024年12月期 |
| 人件費(採用費を含む。) | 180,000 | 60,000 | 60,000 | 60,000 |
| オフィス拡張 | 30,000 | — | 15,000 | 15,000 |
| プロモーション | 48,000 | 12,000 | 12,000 | 24,000 |
| 業務環境セキュリティ強化 | 36,000 | 18,000 | 9,000 | 9,000 |
| 海外展開 | 54,000 | 12,000 | 18,000 | 24,000 |
| 運転資金(一般市場への上場準備費用を含む。) | 114,600 | 30,000 | 35,000 | 49,600 |
| 計 | 462,600 | 132,000 | 149,000 | 181,600 |

第2 【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

1. TOKYO PRO Marketへの上場について

当社は、前記「第1 【特定投資家向け取得勧誘の要項】」における当社普通株式について、株式会社アイ・アールジャパンを担当J-Adviserに指定し、2021年12月22日にTOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。

2. ロックアップについて

本取得勧誘において、株式会社多喜川カンパニー、瀧川淳、株式会社リコー、山科誠、西河洋一、株式会社ディーネット、株式会社ユーティマネジメント、NIPPON GAO GROUP LIMITED、株式会社博報堂DYホールディングス、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社、鈴木久晴、林功司、眞家茂樹、伊東政紀、長友康彦、渡辺真次郎、他当社従業員11名は担当J-Adviserの事前の書面による同意なしには、上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2022年6月19日までの期間（「ロックアップ期間」という。）中、当社普通株式等の譲渡又は処分等（ただし、経営の著しい不振（個人の場合には資産状況の悪化）等その他社会通念上やむを得ないと認められる場合における譲渡又は処分等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れております。また、当社の新株予約権者である鈴木久晴、林功司、眞家茂樹、伊東政紀、長友康彦、渡辺真次郎、他当社従業員11名は、当該新株予約権の譲渡又は担保権の設定は認められておりません。

第二部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第15期 | 第16期 | 第17期 | 第18期（中間） |
|-------------------------------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 決算年月 | 2018年12月 | 2019年12月 | 2020年12月 | 2021年6月 |
| 売上高 (千円) | 156,987 | 142,553 | 98,214 | 72,440 |
| 経常損失 (△) (千円) | △28,332 | △29,539 | △101,161 | △19,939 |
| 当期（中間）純損失 (△) (千円) | △33,322 | △54,412 | △101,451 | △20,084 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | — | — | — | — |
| 資本金 (千円) | 151,000 | 243,500 | 243,500 | 243,500 |
| 発行済株式総数 普通株式 (株) | 450 | 524 | 524 | 524 |
| 純資産額 (千円) | 10,210 | 140,798 | 37,506 | 17,421 |
| 総資産額 (千円) | 180,246 | 273,184 | 282,345 | 230,386 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 4.53 | 53.73 | 14.31 | 6.64 |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円) | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) |
| 1株当たり当期（中間） 純損失 (△) (円) | △14.80 | △22.61 | △38.72 | △7.66 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期（中間）純利益 (円) | — | — | — | — |
| 自己資本比率 (%) | 5.7 | 51.5 | 13.3 | 7.6 |
| 自己資本利益率 (%) | — | — | — | — |
| 株価収益率 (倍) | — | — | — | — |
| 配当性向 (%) | — | — | — | — |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | — | △8,184 | △89,139 | △26,875 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | — | △1,486 | △8,678 | △1,117 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | — | 181,587 | 98,543 | △23,320 |
| 現金及び現金同等物の 期末（中間期末）残高 (千円) | — | 222,323 | 223,048 | 171,735 |
| 従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (人) | 7 (1) | 10 (1) | 11 (1) | 13 (1) |

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため、記載しておりません。
4. 1株当たり（中間）配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期（中間）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期（中間）純損失であるため、記載しておりません。
6. 自己資本利益率については、当期（中間）純損失を計上しているため、記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
8. 配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
9. 第15期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員（執行役員及び技術専門役員を含む。ただし、取締役であるものは除く。）であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
11. 当社は、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期（中間）純損失を算定しております。
12. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第17期の財務諸表については、東光監査法人の監査を受けておりますが、第15期及び第16期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、第18期（中間）の中間財務諸表については、東光監査法人の中間監査を受けております。
13. 第17期より監査法人による金融商品取引法に準じた監査を受けることとなり、監査の過程で発見された過年度における仕掛品の算定及び固定資産の評価並びに売上計上及び当該売上債権に対する貸倒処理に係る誤謬の訂正を行っております。この結果、第17期の期首の利益剰余金及び純資産が減少しております。

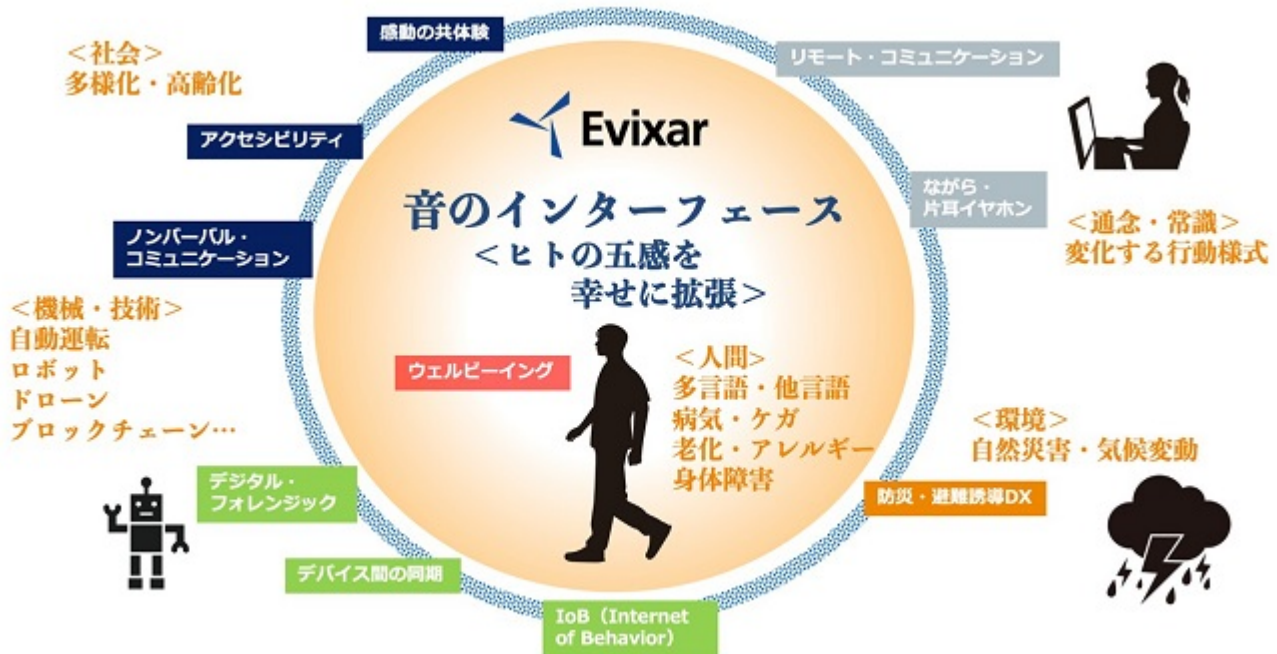
2 【沿革】

当社の設立以降、現在に至るまでの経緯は、以下のとおりであります。

| 年 月 | 概 要 |
|----------|--|
| 2003年7月 | 韓国法人Wisehyun Co., Ltd. (その後、Evixar Inc.に社名変更) の日本事務所として創業 |
| 2004年3月 | 東京都墨田区において、日本エヴィクサー株式会社(資本金1,000万円、Evixar Inc.の子会社)設立 |
| 2005年1月 | 韓国法人Evixar Inc.の解散に伴い、瀧川淳(当社代表取締役社長CEO)が当社をMBO(Management Buyout)し、再スタート |
| 2005年3月 | 本社を東京都新宿区に移転 |
| 2006年6月 | 本社を東京都中央区八丁堀に移転 |
| 2008年11月 | 音声フィンガープリント技術・音響透かし技術を活用した「音響通信ソリューション」事業の開始 |
| 2010年8月 | 本社を東京都中央区新川に移転 |
| 2014年11月 | 本社を東京都中央区新川内で現所在地に移転 |
| 2015年4月 | 社名をエヴィクサー株式会社に変更 |
| 2016年1月 | 「Another Track (R)」(音響通信によるデバイス制御ソリューション)リリース |
| 2017年3月 | 当社の音響通信技術を活用した新製品・新サービス等の開発を推進するため、株式会社博報堂DYホールディングス及びデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社と資本・業務提携 |
| 2017年4月 | 「Another Track (R)」が第29回「中小企業優秀新技術・新製品賞」ソフトウェア部門(主催:りそな中小企業振興財団/日刊工業新聞社、後援:経済産業省 中小企業庁)において、優秀賞を受賞 |
| 2017年11月 | 「Another Track (R)」が「2017年 世界発信コンペティション」製品・技術(ベンチャー技術)部門(主催:東京都)において、東京都ベンチャー技術優秀賞を受賞 |
| 2018年8月 | 文化庁「平成30年度 戦略的芸術文化創造推進事業」の「劇場・音楽堂等の情報バリアフリー化に向けた最適システムの構築に関する調査・検証事業」において、実証実験に係る障害者対応・外国人対応に活用できるアプリケーション(字幕サポート、音声サポート、多言語翻訳等)に選定 |
| 2018年11月 | 総務省「平成30年度 競技会場におけるICT利活用に関する調査研究」の「競技会場におけるICT利活用に関する実証実験」(於:武蔵野の森総合スポーツプラザ/味の素スタジアム)において、「Another Track (R)」を活用した音響通信による避難誘導の実証実験の実施 |
| 2019年4月 | 伝統芸能の多言語字幕サービスアプリ「G・マーク」リリース(経済産業省 関東経済産業局「平成29年度商業・サービス競争力強化連携支援事業(新連携支援事業)」における採択事業から商用化) |
| 2019年9月 | 当社の音響通信技術の活用による双方の業容拡大を推進するため、株式会社リコーと資本・業務提携 |
| 2020年2月 | スマートフォン・スマートグラス向けアプリケーション「HELLO! MOVIE」(映画のバリアフリー上映等対応)リリース |
| 2020年3月 | 全国映画館における「字幕メガネ」貸し出しサービス本格スタート |
| 2020年8月 | 監査等委員会設置会社へ移行、執行役員制度及び技術専門役員制度を導入 |
| 2020年9月 | 総務省「令和2年度における高齢者・障害者向けの新たなICT機器・サービスの研究開発に対する補助金」の「デジタル・デバイド解消に向けた技術等研究開発」対象事業に採択 |
| 2020年10月 | 音響通信「Another Track (R)」をバージョンアップ(圧縮や音域カットへの耐性を強化、テレビや複数のオンライン配信などマルチチャンネルへの同時発信に対応) |
| 2020年11月 | 東京都「令和2年度先進的防災技術実用化支援事業」に採択 |
| 2021年2月 | 音響通信制御ペンライトシステム「Lumi x Air」(オンライン配信やパッケージ映像との同期演出、株式会社ルミカと共同)リリース |
| 2021年4月 | 「CONTENTS SYNC TOY」(コンテンツ体験の視聴型から参加型への拡張、博報堂HYTEKと共同)リリース |

3 【事業の内容】

当社は、「人々をより幸せにする音のインターフェースを実現する」というビジョンの下、社会に広く普及するスピーカーとマイクを活用した「音響通信」の社会実装を通じた付加価値の提供と社会課題解決の実現に向けて、「音でみえる 音でつながる 音でたのしむ 音のソリューションパートナー」として、音の信号処理に基づくソフトウェア（音響通信／「音」の同期、認証技術等）の研究開発及びこれらの成果に基づく独自の音響通信ソリューションの提供を主な事業として取り組んでおります。



これまで、主にエンターテインメント、TV視聴測定及びIoT／M2Mの領域においてソリューション提供を行うとともに、2014年頃から多くの官公庁系事業において技術提供を行い、社会実装のためのPoC（Proof of Concept、実証実験）を行ってまいりました。今後は、これらの成果をベースとして、当社の音響通信技術が有する独自の技術優位性と汎用性を応用し、防災や交通機関・公共空間などにおける課題解決に向けて取り組んでまいります。

なお、当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

・ 当社技術の特長と優位性

当社は、独自の要素技術として、「音声フィンガープリント（Audio Fingerprint）」技術・「音響透かし（Audio Watermark）」技術を開発し、これらのコア技術を中心とした音響通信ソリューションを提供しております。

なお、当社の音響通信技術は、「音波」領域に属する技術であり、とりわけ電波との比較を含め、以下のような特長を有しております。

- i) 音による通信が可能のため、放送や配信などとの相性が抜群によい。
- ii) スピーカーとマイクのみで通信が可能であり、開発と運用のフットプリントが軽い。
- iii) 電波ではないため、技適不要であり、輸出を考慮した開発や国別の再検査が不要である。
- iv) オーディオアンプのボリューム調整のみで細やかな通信範囲の調整が可能である。
- v) 電波法の縛りがないため、音波の届く範囲までデータ送信が可能である。

(1) 音声フィンガープリント (Audio Fingerprint) 技術

音声フィンガープリント技術は、信号処理を用いてマルチメディアデータの内容を分析し、異なる内容のデータ同士の区別が可能な最小限の情報を抽出する技術により、指紋で個人を認識できるように、任意の機器で再生されるマルチメディアデータの内容を認識することを可能にしております。

無限に拡がり続けるインターネットを中心としたメディア消費、メディアデバイスの横断的な検索又はリアルタイム処理を行うためには高水準の技術が必要とされますが、当社の音声フィンガープリント技術の優位性は、その認識率の精度と効率的な検索機能を実現する軽量さにあります。

また、大容量のメディアに対して、フォーマット、コーデックに関係なく、音声のフィンガープリントを作成でき、その特徴量の比較を通じて、非常に高速に関連動画・楽曲等のクラスタリングを可能とし、リアルタイムの検索処理を実現しております。

なお、音声フィンガープリント技術は、音の特徴量（データの特徴を数値化したもの）を信号処理により符号化し、そのマッチングにより同一性を認識するものであります。それぞれのコンテンツの意味を認識するものではなく、符号化されたデータは不可逆であるため、本技術の利用によりプライバシーや著作権が侵害される懸念はありません。

音声フィンガープリント技術は、TV視聴測定等で既に商用化されております（詳細は、16頁参照）。また、後記の音響通信ソリューション「Another Track」を通じて、主にエンターテインメント分野で商用化されております。

※



(2) 音響透かし (Audio Watermark) 技術

音響透かし技術は、音声信号に暗号化を施した文字情報などを埋め込む技術であります。

当社の音響透かし技術は、メディア耐性、秘匿性、残響及び雑音耐性に優れ、音質劣化性能も検証済みであるため、従来技術では対応できなかった様々な用途や企画に応じたソリューションとしての提供が可能となっております。

音響透かし技術は、音声フィンガープリント技術と同様、後記の「Another Track」を通じて、主にエンターテインメント分野で商用化されており、今後は様々なデバイスへ組み込むことにより、IoT / M2M分野や災害時の情報発信手段として防災分野における活用等を見込んでおります（詳細は、17頁参照）。



(3) 音響通信「Another Track」

「Another Track」は、上記の音声フィンガープリント技術と音響透かし技術を組み合わせて、当社が独自に開発した音響通信ソリューションであり、主にスタジアム・アリーナ・劇場・映画館等での活用を想定した音響通信によるデバイス制御ソリューションであります（詳細は、15頁参照）。

「Another Track」は、複数の特許によって構成されており、当社の商標として登録済みであります。



とりわけ、映画や舞台向けソリューションにおいては、以下のような特長を有しております。

① スマートデバイス間で字幕などのデータを0.1秒以内で情報伝達

透かし音が流れると即座にスマートデバイスに字幕などのデータが表示されます。透かし音の送出手をサンプラー等の設備と組み合わせることにより、舞台やライブ会場等での使用が可能となります。送出手するデータは字幕に限られず、スマートフォンをサイリウムにする等、舞台上の演出にも対応可能であります。

② 透かし送出ソフトウェアによる字幕などデータの効率的な送信

PC画面上で字幕用の台詞と透かし音をテーブル上に表示し、ワンクリックで透かし音に台詞データを乗せて送出手可能であります。また、いわゆる完パケのコンテンツだけでなく、ミュージカルや現代劇のBGMに透かし音を埋め込むことにより、これまでのプロダクション業務のみでの運用も可能であります。

③ インターネット通信のない環境での情報伝達

通信自体は電波を利用しないため、建物施設内や電波・無線LANのない環境においても情報伝達が可能であります。また、舞台やライブ会場等の通話やインターネット通信を遮断したい施設では、機内モード（携帯電話回線、Wi-Fi回線等の電波発信がオフの状態）での情報伝達も可能であります。

④ 既存の音響設備のみでスマートデバイスとの同期

専用の音響設備や特殊な音響設備は不要であります。舞台、ライブ会場等の既存の音響設備のみで情報伝達が可能であり、映画館や舞台、スタジアム・アリーナ等の様々なフィールドでの実績を多数有しております。

⑤ オンライン／オフライン双方に対応

オンライン配信時に施される圧縮や音域カットに耐性があり、テレビ・ラジオや複数のオンライン配信などマルチチャンネルへの同時発信も可能となっております。また、発信側の信号生成には、VSTプラグインでの提供が可能であり、OBS Studio等でのオンライン配信にも利用可能となっております。

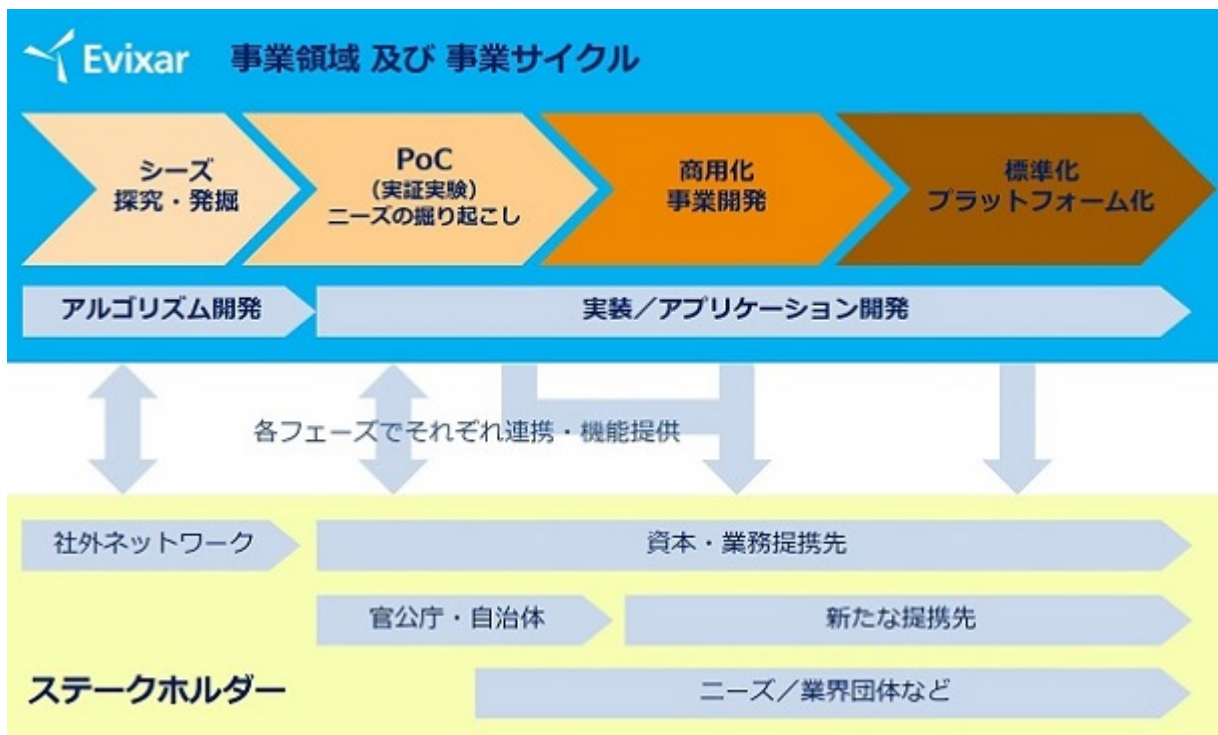
今後は、これまでのB2B、B2B2Cサービスにおけるソリューション提供を通じて培ってきたノウハウや価値を発展させ、標準化又はプラットフォーム化に向けて取り組んでまいりますとともに、当社の音響通信技術が有する独自の技術優位性と汎用性を応用し、防災や交通機関・公共空間などにおける課題解決に向けて取り組んでまいります。

・ 当社のビジネスモデル

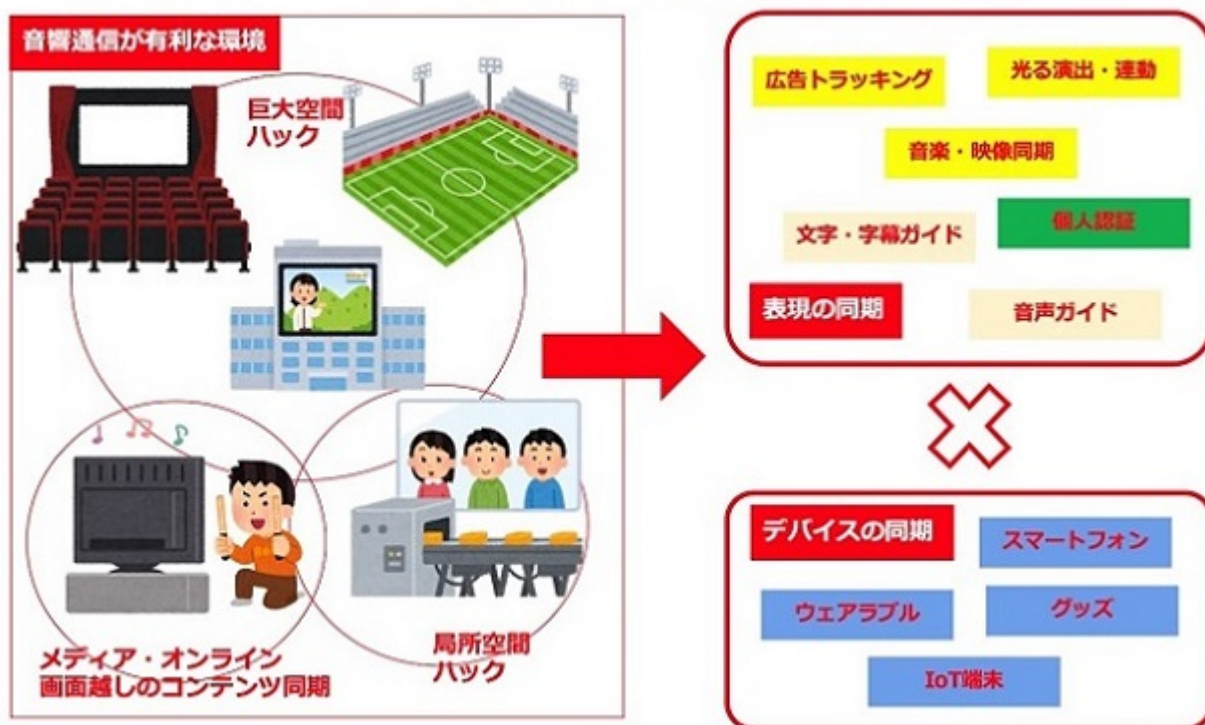
当社は、コア・コンピタンスとして独自に「音声フィンガープリント」技術・「音響透かし」技術を開発し、これらのコア技術を中心としたICTソリューションを社会に適用・実装していく中で生まれる価値に対して、対価（ライセンス収入、レベニューシェア）を得ることを基本としております。

一般的にシーズ志向やプロダクト・アウトと呼ばれる事業開発モデルであり、重層的かつ複合的にPoC（Proof of Concept、実証実験）を積み上げ行く中で、より多くの産業分野において顧客ニーズを掘り起こし、単なる他の技術の代替ではなく、当社技術でこそ実現できる新しい市場を創出することを事業戦略の目標としております。

また、音響通信分野の技術者を中心としながらも、ICTソリューションとして広く応用可能とするために、スマートフォンやスマートデバイスにおけるアプリ開発（UI/UX設計含む。）、組み込みハードウェア（IoT）での実装、クラウドにおける大規模情報処理などに対応できる多彩な技術者を擁しております。



📌 B2B/B2C不問、「今、目の前のコンテンツ」を空気を通じて同期、インクルージョン実現



・ 主な活用用途

当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであります。これまでに提供してまいりましたソリューションの主な活用用途は、以下のとおりであります。

(1) エンターテインメント  Another Track  商用化

① 映画 / 「メガネで見る字幕ガイド、スマホで聴く音声ガイド」

2015年、経済産業省の平成27年度コンテンツ産業強化対策支援事業（映画上映に関するバリアフリー対応に向けた障害者の視聴環境の在り方に関する調査事業）における実証実験等を経て、日本の映画業界が取り組む視聴覚障害者向けバリアフリー上映の仕組みに当社のスマートフォン・スマートグラス向けアプリケーション「HELLO! MOVIE（ハロームービー）」が業界標準として採用されております。

バリアフリー上映 実施中

「見えない、見えにくい方」「聞こえない、聞こえにくい方」が、いつでも、どこでも映画が楽しめるように、新しい鑑賞システムで上映しています。



「字幕ガイド」対応マーク



字幕を表示するメガネを使用しているお客様がいらっしゃいます。

字幕ガイド用
ヘッドセット &
コントローラー



字幕メガネ無料貸出中





「音声ガイド」対応マーク




スマートフォンとイヤホンで音声ガイドを聴くお客様がいらっしゃいます。

音声ガイド用
スマートフォン &
イヤホン



 左記マークのある対応作品に限り、音声・字幕ガイドが必要な方にも
 機器を使って同じスクリーンで映画をご覧いただけます。

 盲導犬、聴導犬をお連れの場合がございます。

*詳しくは劇場スタッフにお願いいたします。貸出用メガネの箱に貼りがございます。持ち帰り禁止です。



全国興行生活衛生同業組合連合会

② 映画／全国映画館における「字幕メガネ」貸し出しサービス

日本の映画業界が取り組む全国映画館における「字幕メガネ」（メガネ型ディスプレイ端末）貸し出しサービスに、当社アプリケーション「HELLO! MOVIE」による字幕配信機能が採用されております。株式会社サンライズ社、特定非営利活動法人メディア・アクセス・サポートセンター（MASC）とともに、課題であった字幕メガネの普及を大きく推進するため、2020年3月より字幕メガネと専用端末一式500セットを全国100ヵ所の映画館に順次配備しております。

③ 映画／映画と持ち込みスマートフォンの連動による副音声サービス

上記①等で培った映画館内スマートフォン向けアプリケーションの活用実績をベースに、副音声（キャストや監督のコメントを本編とリアルタイムに同期したスマートフォンのイヤホンから配信し、キャストや監督と一緒に映画を観ているような感覚が味わえる特別企画であり、既に当該映画を鑑賞済みの人も、また新たな視点から映画を楽しめる）サービスを提供しております。

④ ミュージカル・伝統芸能／「字幕メガネ」等によるアクセシビリティ対応

2017年から取り組む経済産業省 関東経済産業局「平成29年度商業・サービス競争力強化連携支援事業（新連携支援事業）」、株式会社イヤホンガイド及び株式会社檜書店と連携して取り組む『伝統芸能における機動性の高い舞台解説サービスの開発・事業化』や、2018年から取り組む文化庁「平成30年度 戦略的芸術文化創造推進事業」の「劇場・音楽堂等の情報バリアフリー化に向けた最適システムの構築に関する調査・検証事業」を経て、ミュージカルや伝統芸能（歌舞伎、能、狂言など）の視聴覚障害者向けのバリアフリー対応、外国人向け多言語対応サービスを提供しております。

⑤ 工場見学、博物館等／スマートフォンを活用したガイドアプリの提供

当社の音響通信技術は、「指向性や音量調整を施すことで局所的な音響通信を実現可能」であるため、Wi-FiやBluetoothでは困難である「特定のエリアだけで／特定の部屋だけで、ユーザーの端末にトリガーを与えたい」というニーズを実現可能であります。また、「映像展示と同期した字幕や音声ガイドをスマートフォンから再生可能」であるため、ガイドツアーや展示の流れに沿った多言語ガイドが提供可能となっており、映画や劇場用途で培ったノウハウをベースに、「スマートフォン向けアプリケーションの開発・運用から多言語翻訳まで」の一貫サービスを提供しております。

⑥ 音楽・映像／屋外大型ビジョン「ユニカビジョン」とスマホの連動

キャンペーン企画者が街頭ビジョン等のコンテンツとユーザーの手元のスマートフォンを手軽に連動させることを音響通信で実現しております。

楽曲コンテンツに透かし音（暗号化したコード）を埋め込み街頭ビジョン等のスピーカーから放送し、スマートフォンやウェアラブルデバイス等のマイクを通じて取得した音からアプリケーションが透かし音を認識し、楽曲コンテンツとデバイスが完全に同期することで、ユーザーに対してより高品質な又は特別バージョンの楽曲を提供し、街頭ビジョン等でのユーザー体験をよりリアルなライブ感覚に演出することが可能であります。

⑦ オンライン配信ライブ／収益型演出連動グッズの展開

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大人数が集まるライブエンターテイメントやスポーツ興行の実施が制限される中、自宅等の離れた場所で配信ライブを視聴する機会が増えております。Withコロナ/Afterコロナの環境下においても会場の演出を画面越しでも再現するために、当社の音響通信技術を搭載したデバイス・グッズを提供しております。

(2) TV視聴測定 音声フィンガープリント 商用化

（首都圏及び関西圏における24時間／365日対応のテレビ放送ACR（Automatic Content Recognition、自動コンテンツ認識）データベースの運営）

正確さと動作の軽少さ、スケーラビリティをアドバンテージとして、他社に先駆けて様々なサービスとのリアルタイム連携を可能とする次世代型のACRプラットフォームを提供しております。

タイムシフト視聴（録画視聴）など、視聴者の視聴習慣やデバイスなどが多様化する中で、テレビ視聴の実態を測定するソリューションの拡充に対するニーズが高まっております。視聴者のタイムシフト視聴に対する正確なトラッキングニーズの高まりに応じて、当社では24時間／365日、首都圏及び関西圏におけるテレビ放送について、音声認識データベースをオンエア分だけでなく、過去の視聴分についても提供しております。

(3) IoT/M2M ㊦ Another Track ㊦ 実証 (一部商用化)

様々なデバイスへの組み込みノウハウを活用して、家電・電子機器・家庭用ゲーム機向け又はIoT分野におけるライブラリ・SDK開発を進めております。

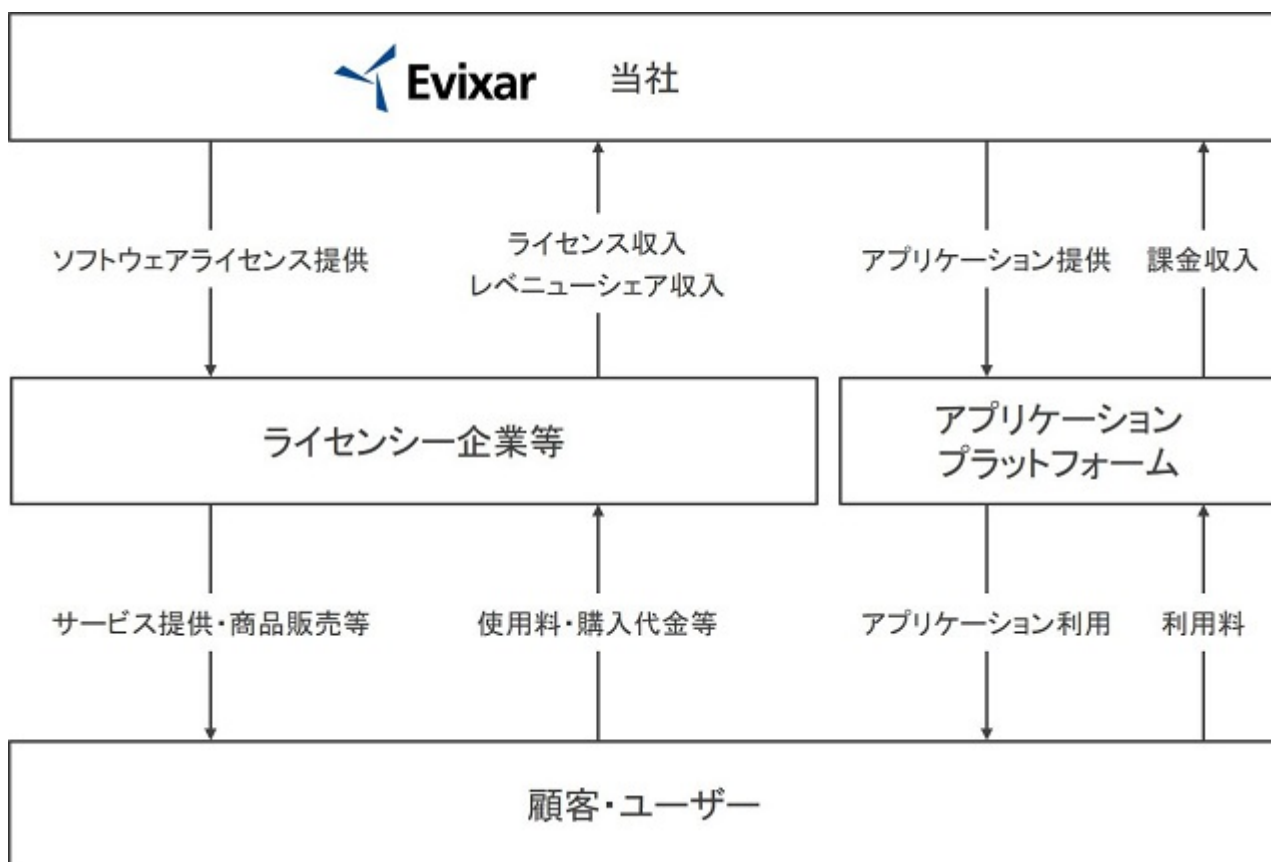
特に、主要メーカーとの協業により、音響通信を管理可能な音波ビーコン（マイコン型小型スピーカー）を活用した屋内の高精度位置測位ソリューションへの技術提供、音響透かし検出機能、音響通信（音波通信）による近距離通信の汎用モジュール化などに注力しており、大学等の授業における出席管理などでの一部商用化が始まっております。

また、自動運転やロボット、ブロックチェーン技術、スマート決済などの普及・拡大を背景に、スマートフォン向けアプリケーション等のユーザー端末では、近距離通信やPeer to Peer (P2P) 通信の多様なニーズが拡がっており、当社の音響通信技術の実装を進めてまいります。

(4) 防災 ㊦ 音響透かし ㊦ 実証

インターネット通信のない環境下でのスマートデバイスへの情報提供、防災放送の音域に対応した透かし埋め込み技術、長距離伝達スピーカーによる広範囲な情報伝達、既存の音響設備のみで情報伝達が実現可能という特長を活用・応用して、防災/マス・ノーティフィケーション分野への展開を進めております。2018年、総務省「平成30年度 競技会場におけるICT利活用に関する調査研究」の「競技会場におけるICT利活用に関する実証実験」（株式会社リコー、みずほ情報総研株式会社と連携）では、平常時は競技の応援や場内ガイドに、災害発生などの非常時は多言語による避難経路等の情報を表示するなどの災害対応情報の提供を行う中で、武蔵野の森総合スポーツプラザ/味の素スタジアム（東京スタジアム運営）の非常用放送設備で全館をカバーする音響通信による機能提供を実現しております。

当社の事業系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2021年10月31日現在

| 従業員数（人） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） | 平均年間給与（千円） |
|---------|---------|-----------|------------|
| 14（1.5） | 38.7 | 5.2 | 5,823 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（執行役員及び技術専門役員を含む。ただし、取締役であるものは除く。）であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。
3. 当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第17期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の長期化等により世界経済の先行きが不透明な状況が続く中、国内においては消費税増税や自然災害等の影響に加えて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大及び緊急事態宣言の発令により経済活動が大きく制限されるとともに、国内外の需要が大きく落ち込み、景気の見通しは極めて厳しい状況が続きました。

当社を取り巻く経営環境については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発令等の影響により、映連（一般社団法人日本映画製作者連盟）発表の全国映画概況によれば、2020年の年間興行収入は143,285百万円と過去最高であった前年に比べて54.9%と大幅に落ち込むなど、エンターテインメント関連事業が4ヶ月以上に亘って停滞し、それに伴って当社の提案活動・推進も遅延を余儀なくされ、ポートフォリオ別の売上高は前年度比で、エンターテインメント関連が49.1%と半減、また、TV視聴測定とIoTは各々92.4%、104.5%とほぼ横ばいとなりました。なお、当社がビジョンとして掲げる「人々をより幸せにする音のインターフェース」とその社会課題の解消に向けたチャレンジは、Withコロナ/Afterコロナの環境下においても普遍的な価値を伴って世界的なSDGs（持続可能な開発目標）の取り組み機運と合致するものであります。

このような状況の下、当事業年度においては、Withコロナの環境下に対応して既存取り組み事業の挺入れを行いつつも、4つの「新技術」（①Webブラウザ対応、②用途追究「収益型ペンライト・グッズ開発」、③パッケージ化によるサービスの輸出入展開、④SDGsに関連する官公庁系助成「専用ハードウェア開発」）に取り組み、将来的な成長に向けた投資を積極的に行いました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高98,214千円（前年同期比31.1%減）、営業損失103,995千円（前年同期は営業損失27,866千円）、経常損失101,161千円（前年同期は経常損失29,539千円）、当期純損失101,451千円（前年同期は当期純損失54,412千円）となりました。

なお、当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第18期中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

当中間会計期間におけるわが国経済は、引続き、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大が続く中、首都圏や関西圏等を対象とする緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の断続的な発令により、経済・社会活動は相当の制限を余儀なくされるとともに、景気の先行きは極めて不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く経営環境については、映画を中心としたエンターテインメント関連は引続き厳しい状況にある一方、オンライン配信ライブ等のWithコロナの環境下における新たな需要や既存サービスのDX（デジタルトランスフォーメーション）化への取り組み機運の高まりに加えて、コロナ禍の状況にあってもSDGs（持続可能な開発目標）への事業的な取り組みは国内においても着実に定着しつつあり、Withコロナ/Afterコロナの世界において、当社がビジョンとして掲げる「人々をより幸せにする音のインターフェース」とその社会課題の解決に向けたチャレンジが、より普遍的な価値を持ち得るとともに、その実現に向けて引続き取り組んでおります。

このような状況の下、当中間会計期間においては、引続き、Withコロナの環境下に対応して既存取り組み事業の挺入れを行いつつ、4つの「新技術」（①Webブラウザ対応、②用途追究「収益型ペンライト・グッズ開発」、③パッケージ化によるサービスの輸出入展開、④SDGsに関連する官公庁系助成「専用ハードウェア開発」）に取り組み、将来的な成長に向けた投資を積極的に行いました。

以上の結果、当中間会計期間の業績は、売上高72,440千円、営業損失27,499千円、経常損失19,939千円、中間純損失20,084千円となりました。

なお、当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

また、当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第17期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ724千円増加し、223,048千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、89,139千円の支出（前年同期は8,184千円の支出）となりました。これは主に、税引前当期純損失101,161千円の計上に加えて、未払金の増加12,355千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、8,678千円の支出（前年同期は1,486千円の支出）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出6,900千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、98,543千円の収入（前年同期は181,587千円の収入）となりました。これは、長期借入れによる収入185,000千円があった一方、短期借入金の純減少額16,660千円及び長期借入金の返済による支出69,797千円があったことによるものであります。

第18期中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ51,312千円減少し、171,735千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、26,875千円の支出となりました。これは主に、税引前中間純損失19,939千円の計上及び未払金の減少10,863千円があった一方、減価償却費1,107千円を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、1,117千円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出517千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、23,320千円の支出となりました。これは、長期借入金の返済による支出23,320千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社が展開する事業の特性上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社が展開する事業の特性上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第17期事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであります。

| セグメントの名称 | 売上高 (千円) | 前年同期比 (%) |
|---------------|----------|-----------|
| 音響通信ソリューション事業 | 98,214 | 68.9 |

(注) 1. 最近2事業年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

| 相手先 | 前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日) | | 当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) | |
|--------------|---|--------|---|--------|
| | 販売高 (千円) | 割合 (%) | 販売高 (千円) | 割合 (%) |
| Palabra株式会社 | 31,477 | 22.1 | — | — |
| 株式会社スイッチメディア | 24,180 | 16.9 | 24,000 | 24.4 |
| 株式会社リコー | 20,840 | 14.6 | 21,000 | 21.4 |

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 当事業年度のPalabra株式会社に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。

第18期中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであります。

| セグメントの名称 | 売上高 (千円) | 前年同期比 (%) |
|---------------|----------|-----------|
| 音響通信ソリューション事業 | 72,440 | — |

(注) 1. 当社は、第18期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

2. 第18期中間会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

| 相手先 | 当中間会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日) | |
|--------------|--|--------|
| | 販売高 (千円) | 割合 (%) |
| 株式会社スイッチメディア | 12,000 | 16.5 |
| 株式会社イヤホンガイド | 8,978 | 12.3 |
| 株式会社乃村工藝社 | 8,800 | 12.1 |

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社の対処すべき課題は、以下のとおりであります。

(1) 収益基盤の強化及び当社技術の用途拡充

当社は、音の信号処理に基づくソフトウェアの研究開発及びこれらの成果に基づくソリューションの提供を事業の中心に据え、独自のアルゴリズムの開発を行っております。エンターテインメント分野のダイバーシティ対応、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うWithコロナの環境下におけるオンライン配信ライブに対応した演出連動ペンライト・グッズの収益モデル化など、徐々にニーズが顕在化し、それらに対するソリューションの提供からストック売上（継続売上）を確保しつつありますが、事業計画としてはより幅広いニーズを求めて未だ提案フェーズにあります。提案フェーズでは効率的にPoC（Proof of Concept、実証実験）を積み上げるとともに、当社技術を従来のアプリケーションからWebブラウザ対応させるなど汎用性を強化し、PoCからニーズが顕在化した分野においては部分的な技術提供にとどまらず、アプリケーションやサービス全体を設計・開発・提供し定着させるというサイクルを回しております。

現状の損益状況としては、ストック売上（継続売上）がニーズの拾い上げとソリューション開発投資をカバーするまでには至っておらず、営業損失及び当期純損失の収益構造となっております。引続き、足下の収益基盤である映画関連を中心としたエンターテインメント分野における事業展開の拡充を図るとともに、アライアンス戦略を含め、当社の技術を活かすことができる、いわゆるIoT分野又は産業インフラ分野等への事業展開を図っていくことにより、収益を拡大・伸長させるべく、取り組んでまいります。

今後は、事業計画の精緻化と予実管理の徹底を更に進め、より一層の収益基盤の強化及び収益規模の拡大、ひいては、単年度損益の黒字化及び累積損失の解消を図ってまいります。

(2) 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社の今後の更なる成長のためには、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しております。人材の定着と能力の底上げを図っていくとともに、事業計画に基づいた採用活動を通じて、当社の経営理念に合致する又は組織をより強固にするための新たな人材の登用を進めてまいります。

(3) 内部管理体制の強化

当社は、今後もより一層の事業の拡大及び成長を見込んでおり、拡大・成長に応じた内部管理体制の強化が不可欠であり、経営上の重要課題であると認識しております。

このような認識の下、当社は、2020年8月19日付で従前の監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役会の構成の過半数を社外取締役（監査等委員）とし、定款の定めに基づく重要な業務執行の決定（会社法において委任することができないと定められているものを除く。以下同じ。）の取締役への委任並びに執行役員制度及び技術専門役員制度の導入により、経営の監督と執行の分離を図り、取締役会による業務執行に対するモニタリング機能並びに監査・監督機能を強化してまいりました。

引続き、監査等委員会を中心として、内部監査及び会計監査人との連携並びに三様監査を通じて、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防・回避及び発生した場合の迅速かつ適切な対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本特定証券情報提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅することを保証するものではありません。また、不確実性を内在しているため、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業環境に関するリスク

① 市場環境について

当社は、重層的かつ複合的にPoC (Proof of Concept、実証実験) を積み上げていく中で、より多くの産業分野において顧客ニーズを掘り起こし、他の技術の代替ではなく、当社技術でこそ実現できる新しい市場を創出することを事業戦略の根幹としておりますが、現時点においては既定の市場形成に至っておらず、その過程にあると認識しております。

現下、世界的に新型コロナウイルス感染症 (Covid-19) の収束見通しが不透明な状況にありますが、SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標) やESG (Environment/環境・Social/社会・Governance/ガバナンス)、音声メディア市場の拡大といったグローバルかつ中長期のトレンドは当社にとって大きな事業機会であると捉えており、当社技術の汎用性を活かし、国内外を問わず、より一層様々な分野における付加価値の創造又は社会課題の解決に取り組んでまいります。当社の戦略又は想定どおりに市場の形成が実現できない場合又はその実現が遅延する場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 競合について

当社の事業又は技術については、部分的に競合性を有する企業は存在するものの、アルゴリズムの精度及び社会実装可能な開発能力による技術力、保有特許、サービスの特性、その導入実績等、様々な点から他社と比較して優位性を確保できていると認識しておりますが、将来の成長が期待される市場であり、国内外の事業者が市場に参入してくる可能性があります。このため、先行して事業を推進していくことで、さらに実績を積み上げて市場の形成を図るとともに、市場内での地位を早期に確立してまいります。しかしながら、今後において十分な差別化ができなかった場合や、新規参入により競争が激化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 技術革新や市場ニーズへの対応について

当社は、顧客や市場ニーズに対応したソリューションの提供を目的として、中長期的な研究開発方針を定め、当社の成長を牽引する研究開発課題に取組み、適切な時期に市場投入することに全力を挙げております。しかしながら、当社が属する情報通信業界は、技術革新の速度及びその変化が著しい業界であり、競合技術や代替技術の出現、前提とする技術標準・基盤の変化などにより、当社の技術優位性を継続的に維持できない可能性や最適な時期での市場投入をできない可能性があります。

当社においては、技術革新や市場ニーズへの対応を常に念頭に置き、対策を講じておりますが、当社が技術革新や市場ニーズの変化に対応できなかった場合、又は当社が想定していない新技術や競合が出現した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 通信ネットワークやコンピュータシステムについて

当社の事業は、スマートフォンやPC等のコンピュータシステムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼします。当社のコンピュータシステムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するように努めて

おりますが、不正アクセス等による情報漏洩等が生じた場合やコンピュータウイルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ スマートフォンのOS提供事業者への対応について

当社は、AndroidやiOSといったOS（オペレーティングシステム）を搭載したスマートフォン向けにサービスを展開しておりますが、当該OSに関する事故等によってサービスが提供できなくなった場合、又は当該OS上でサービスを提供する際にOS提供事業者により課される条件やルール等の変更に対応するために多大な支出が必要となった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業の内容に関するリスク

① ビジネスモデルについて

当社の有する音響通信技術は要素技術であり、商用化・事業化にあたっては、基本的に事業パートナーとの提携・協業又は官公庁予算等によるPoCを通じた当社技術の応用可能な分野又は用途の探求・検証が必要となります。

PoC（Proof of Concept、実証実験）においては、可能な限り特定のニーズや課題にとどまらないよう複合的な要素を織り込んで検証を行っておりますが、すべてのPoCが必ずしも商用化・事業化に至るとは限りません。PoCが当初の想定どおりに進捗しない又は遅延する場合には、商用化・事業化の未達成又は遅延につながり、当社の事業又は業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定の販売先への依存について

2020年12月期における当社の売上高のうち、株式会社スイッチメディアに対する販売実績が24,000千円(24.4%)、株式会社リコーに対する販売実績が21,000千円(21.4%)と、これらの販売先への依存度が相対的に高くなっております。2020年12月期においては、これらの販売先から当社に対して、業務提携契約に基づき実施しているPoC（Proof of Concept、実証実験）における年間ライセンス収入が発生していることから、一時的に依存度が高くなっております。

当社のビジネスモデルの特性上、PoCを経て、商用化・事業化が進捗するに従い、中長期的には特定の販売先への実質的な依存度は低下していくことが見込まれます。また、現時点において、これらの販売先と当社との関係は良好な状態ですが、販売先の製品・サービスの販売低迷や事業戦略の変更に伴う契約条件の変更又は契約解消等の事態が発生した場合には、当社の事業又は業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 新規事業又は新規サービスについて

当社は、更なる事業の拡大及び成長を図るべく、国内外を問わず、今後も積極的に新規事業や新サービスの開発に取り組んでまいります。新規事業や新規サービスの開発・推進においては、システム開発、人材採用、広告宣伝・プロモーション等の追加的な投資が発生し、収益の獲得及び安定化までに一定の時間を要することがあります。また、新規事業や新サービスが当初の計画どおりに進捗しない又は遅延する場合には、投資回収ができなくなる可能性や当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 海外展開について

当社は、更なる事業の拡大及び成長を図るべく、今後、海外における事業展開を積極的に進めてまいります。海外での事業展開においては、為替リスクのほか、各国における法規制や諸制度、政治・経済・社会情勢、文化・宗教、商習慣等の相違があることから、日本国内における事業展開では想定されない費用の発生・増加や損失の計上を伴うリスクがあります。係るリスクに対しては必要十分な調査や検証を行った上で対策を講じてまいります。事業開始の時点では想定されなかった事象やインシデント等が生じる可能性があり、このような場合、当社の事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ アライアンス・M&Aについて

当社は、これまで業務提携等のアライアンスを通じた事業の開発・拡大に取り組んでまいりましたが、今後も引続き、アライアンス戦略を推進していくとともに、必要に応じて、M&Aを通じた事業又は経営資源の取り込み

を積極的に検討してまいります。当社の独自技術と提携先又は買収先の持つ事業ノウハウやリソース等を有機的かつ複合的に融合することにより、大きなシナジー効果を発揮することを目指しておりますが、当初見込んだ効果が発揮されない場合、又はこれらの提携が解消された場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、M&Aにおいては、事業の展開等が計画どおりに進まない場合、のれんの減損処理を行う必要があり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的リスク

① 法的規制について

当社は、当然ながら企業活動全般に関わる一般的な各種法令等の規制を受けておりますが、当社の展開する事業又はサービスに関する直接的かつ特有の法的規制は、本特定証券情報提出日現在において存在しないと認識しております。

当社は、各種法令等の規制を遵守すべく、引続き社内体制を整備・強化してまいります。今後、既存の法的規制の改正や運用の変更又は当社の展開する事業やサービスに関する新たな法的規制が制定されることとなった場合、当該規制に対応するための費用が発生したり、不測の事態が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 知的財産権について

当社は、事業戦略上又は事業遂行上、必要となる知的財産権の確保・保護に努めるとともに、第三者の知的財産権侵害の可能性について調査可能な範囲で細心の注意を払っております。本特定証券情報提出日現在において、第三者より知的財産権の侵害に関する指摘等を受けた事実はありませんが、侵害に対して適切な対応が取れない場合、又は当社が認識していない第三者の知的財産権の成立等により事業活動に支障をきたし、その対応等に要する費用が多額となる等の事態に至った場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 訴訟について

当社は、本特定証券情報提出日現在において、訴訟を提起されている事実はありません。また、当社では、法令違反となるような行為を防止するための内部管理体制を構築・運用することにより、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社及び従業員の法令違反等の有無に関わらず、利用者、取引先その他第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。係る訴訟の内容及び結果によって、又は多額の訴訟対応費用の発生や企業イメージの悪化により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 組織体制に関するリスク

① 小規模組織であることについて

当社は、本特定証券情報提出日現在において、業務執行取締役2名のほか、執行役員（取締役であるものは除く。）1名及び技術専門役員1名並びに従業員12名（その他、臨時雇用者2名）と、小規模な組織であり、内部管理体制も当該組織規模に応じたものとなっております。当社では、今後の事業拡大に応じて人材の採用及び育成並びに内部管理体制の充実を図ってまいります。必要な人材の確保や内部管理体制の充実が順調に進まなかった場合には、当社の事業拡大に支障をきたし、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長CEOである瀧川淳は、当社の創業者であり、当社設立以来、代表取締役社長を務めております。同氏は、当社事業に関する豊富な知識と経験を有しており、当社全体の経営方針や事業戦略の策定、事業開発において極めて重要な役割を果たしております。また、取締役執行役員COO兼CTO鈴木久晴及び技術専門役員CRO長友康彦は、当社の企業価値の根源である独自の音響通信技術に係るアルゴリズムの研究開発において極めて重要な役割を果たしております。当社は、同氏らに過度に依存しない組織的な経営体制の構築や権限移譲、後継者の育成等を進めておりますが、今後何かの理由により同氏らが当社における業務を継続することが困難になった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 人材の確保と育成について

当社は、今後想定される事業拡大や新規事業の展開に伴い、競争力のあるサービスを提供していくため、優秀な人材の確保と育成が不可欠と考えております。そのため、当社は、事業の進捗に合わせて人材の採用及び教育を行っていく方針ではありますが、当社の求める人材を計画どおりに確保できない場合、又は人材の育成が不十分な場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 内部管理体制について

当社は、更なる事業の拡大や持続的な成長に合わせて、今後も内部管理体制の充実を図っていく方針であります。しかしながら、事業の拡大等に合わせた適時・適切な人員配置等の組織的な対応ができなかった場合には、事業の拡大や持続的な成長を妨げるおそれがあり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 情報管理体制について

当社は、事業を通じて取得した顧客が保有している機密情報を保有しております。情報の取り扱いについては、情報セキュリティ基本方針及び情報システム管理規程を整備し、適切な運用に努めております。しかしながら、このような対策にも関わらず、人的オペレーションのミス、その他不測の事態等により情報漏洩等が発生した場合には、当社が損害賠償等の責任を負う可能性又は顧客や市場からの信用喪失等により取引関係が悪化する可能性があります、その場合は当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他

① 継続的な損失計上及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナス計上について

当社は、過年度において、継続的な事業成長を図るため、音響通信に係る技術の研究開発やソリューションの開発・強化、人材採用等を積極的に実施しており、「第二部【企業情報】 第2【企業の概況】 1【主要な経営指標等の推移】」に記載のとおり、2019年12月期（第16期）から2021年12月期（第18期）中間会計期間において、各段階利益における損失計上及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナス計上が継続しております。

一方、当社事業は、全体として、実証フェーズから商用フェーズへと大きく移行しつつあるとともに、当社技術又はソリューションの活用領域は継続して拡大しており、中期経営計画においても、引続き、売上拡大・成長を図ることによる単年度損益の黒字化ひいては累積損失の解消を前提としており、営業活動によるキャッシュ・フローもプラスに転じることを想定しております。また、継続企業の前提に疑義を生じさせる事象又は状況が存在するものの、中期経営計画等に基づき、当該事象又は状況を解消する対応策を実行することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

② 継続的な投資及び収益の改善について

当社は、現在、成長過程にあり、更なる事業拡大及び収益向上に向け、先行して投資を行っております。今後も事業の進捗に伴って運転資金、研究開発投資及び人材採用等の資金需要の増加が見込まれます。今後も引続き、収益拡大及び営業損益等の黒字化並びに財務基盤の強化を図ってまいります。収益確保又は資金調達の状況によっては、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

③ 税務上の繰越欠損金について

当社は、本特定証券情報提出日現在において、多額の税務上の繰越欠損金を計上しております。当社の業績が事業計画どおりに進捗しない又は遅延する場合、当該欠損金の一部について繰越期間の期限が到来し、課税所得控除のメリットを享受できず、計画しているキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

④ 資金使途について

今回予定しております新株発行による資金調達の使途については、現時点では、採用費やオフィス拡張費用、プロモーション費用、国際事業展開及びセキュリティ強化、一般市場への上場準備費用等に充当することを計画しております。しかしながら、当社を取り巻く外部環境や市場の変化に柔軟に対応するため、上記計画以外の使途に充当する可能性があります。また、計画どおりに充当された場合においても、想定どおりの効果を得られない可能性があります。このような場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 配当政策について

当社は、設立以来配当を実施しておらず、本特定証券情報提出日現在において、会社法の規定上、配当可能な財政状態にありません。また、現状は事業拡大期にあるとの認識の下、当面は将来に向けた成長投資を優先事項としつつ、収益の向上による内部留保の充実及び財務基盤の強化を図ってまいります。

一方、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来的には、経営成績及び財政状態並びにキャッシュ・フローの状況を総合的に勘案しながら、株主に対する利益還元を検討していく方針であります。現時点においては、配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

⑥ 新株予約権（ストック・オプション）行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社の役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

本特定証券情報提出日現在における新株予約権による潜在株式数は435,000株であり、発行済株式総数2,620,000株に対して16.60%に相当しております。

⑦ 大株主との関係について

当社の株式の36.26%を保有し、第一順位の株主である株式会社多喜川カンパニー（以下、「同社」とする。）は、当社の創業者であり、代表取締役社長CEOである瀧川淳の個人資産管理会社であります。瀧川淳が、同社株式の議決権の80%を保有し、かつ、同社の代表取締役であります。

当社と同社との間に取引関係はなく、監査法人からは、同社が当社の親会社には該当しないとの見解を得ております。また、当社は経営方針や事業計画の策定・実行、日常の事業運営や取引等について独自に意思決定を行っており、大株主からの独立性は確保されております。しかしながら、今後、同社と当社との関係が変化し、当社の経営の基本方針、役員の構成、陣容その他株主総会承認事項となる重要な議案等について、当社と同社の間に意見の相違が生じ、当社の迅速な意思決定に遅れが生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 借入に係る債務保証について

当社は、「第6【経理の状況】1【財務諸表等】【注記事項】【関連当事者情報】」に記載のとおり、金融機関からの借入について、当社代表取締役社長CEOである瀧川淳からの債務保証を受けております。当該債務保証については、TOKYO PRO Marketへの上場予定日（2021年12月22日）までの解消を目指して各機関との協議を行っておりますが、一部の債務保証については上場後も継続する可能性があります。

⑨ 自然災害、感染症等について

当社は、本特定証券情報提出日現在において、事業所は本社のみであり、東京都心部に所在しておりますが、東京都を含む首都圏域において、従来から専門家による指摘がなされている大規模直下型地震や富士山噴火等の自然災害が発生した場合、物的及び人的に甚大な被害を受けるとともに、事業活動に著しい支障をきたす可能性があります。さらに、大規模災害の影響は当社のみならず、電力やガス等の社会的インフラや取引先等にまで及ぶ可能性があります。このような場合、当社が展開する事業の継続に支障をきたし、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、現下の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、全世界的な感染拡大と各国における感染防止対策が断続的に行われている中、日本国内における緊急事態宣言の発令や海外各国におけるロックダウン等の影響により、今後も経済活動の制限や海外事業展開の停滞を余儀なくされる可能性があります。今後の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の収束が想定よりも長期化する場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営しております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定であります。当社では、株式会社アイ・アール ジャパンを担当J-Adviserに指定することについての執行役員会決議に基づき、2021年7月1日付で株式会社アイ・アール ジャパンとの間でJ-Adviser契約（以下、「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は、以下のとおりであります。

なお、本特定証券情報提出日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社アイ・アール ジャパン（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

イ. 債務超過

甲が対象となる事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（対象となる事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また、「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が対象となる事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための再建計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の（a）から（c）までの場合の区分に従い、当該（a）から（c）までに規定する書面

（a）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（b）産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面

（b）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号a jに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

ロ. 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり、銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合（甲が発行した手形等が不渡りとなり、甲から乙に対し銀行取引停止が確実となった旨の報告を書面で受けた場合）

ハ. 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を

必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
 - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- 二. 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること
(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること
(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること
及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと
- ホ. 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合(天災地変等により一時的に事業活動が停止されたと乙が認めた場合を除く。))又はこれに準ずる状態になった場合。
- なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)
 - c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(本号本文なお書きの適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

へ. 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして特例施行規則で定める行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為をいい、以下、本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合

ト. 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

チ. 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合

リ. 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると乙が認める場合

ヌ. 内部管理体制等の不備

内部管理体制等について不備があり、乙が改善を促したにもかかわらず改善を怠り、改善の見込みがないと乙が認めた場合

ル. 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令若しくは上場契約の違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

ヲ. 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

ワ. 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

カ. 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

ヨ. 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

タ. 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下、「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（甲が持株会社である場合であり、甲の主要な事

業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
 - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認めるものに限る。）
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認めるものに限る。）
- レ. 全部取得
甲がTOKYO PRO Marketに上場している甲株式の全部を取得する場合
 - ロ. 株式等売渡請求による取得
特別支配株主がTOKYO PRO Marketに上場している甲株式の全部を取得する場合
 - ツ. 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき
 - ネ. その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙又は株式会社東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- イ. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又はその他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月前とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ロ. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1か月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ハ. 本契約を解除する場合は、特段の事情のない限り、乙は本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 業務提携契約

当社は以下のとおり、業務提携契約を締結しております。

| 相手先の名称 | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約内容 |
|---|------------|------------|--|
| 株式会社博報堂DYホールディングス デジタル・アドバイジング・コン ソーシアム株式会社 | 2017年3月22日 | 三者間業務提携契約書 | 株式会社博報堂DYホールディングス及びデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社の事業領域である広告・マーケティング・コミュニケーション領域における当社の音響通信技術を活用した新製品・新サービス・新技術の開発の推進 |
| 株式会社リコー | 2019年9月10日 | 業務提携契約書 | 株式会社リコーが開発・提供するサービスに当社の音響通信技術を活用することによる双方の業容拡大及び協力関係の推進 |

6 【研究開発活動】

当社の音響通信技術に関する根幹部分は基本的に完成しており、現状においては、より幅広い用途や様々な顧客のニーズ、課題解決等に適合したソリューションの開発が求められております。

このような中、当社における研究開発活動は、研究開発部門が技術やソリューションの開発に係る業務の一環として行っており、その主体を担っておりますが、研究開発部門が単独で活動するのではなく、取引先やユーザーと直接接する立場にある営業部門や事業開発部門と緊密に連携を図りながら全社的に研究開発を進めております。

以上より、当社は、研究開発活動に関する費用について、財務会計上、「研究開発費」勘定として区分計上していないため、当事業年度における研究開発費の総額についての記載を省略しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本特定証券情報提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に際して採用する重要な会計方針は、「第6【経理の状況】1【財務諸表等】【注記事項】(重要な会計方針)」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第17期事業年度末(2020年12月31日)

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、246,085千円で、前事業年度末に比べ1,843千円増加しております。これは主に、現金及び預金の増加574千円、未収入金の増加2,003千円、未収消費税等の増加2,836千円があった一方、売掛金の減少5,205千円があったことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は、36,259千円で、前事業年度末に比べ7,316千円増加しております。これは主に、ソフトウェアの増加6,900千円、保険積立金の増加1,514千円があった一方、貸倒引当金の減少942千円があったことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は、82,246千円で、前事業年度末に比べ13,926千円増加しております。これは主に、買掛金の増加1,000千円、未払金の増加12,355千円があったことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は、162,592千円で、前事業年度末に比べ98,526千円増加しております。これは、長期借入金の増加98,526千円があったことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、37,506千円で、前事業年度末に比べ103,291千円減少しております。これは、利益剰余金の減少103,291千円があったことによるものであります。

第18期中間会計期間末(2021年6月30日)

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は、193,821千円で、前事業年度末に比べ52,264千円減少しております。これは主に、前払費用の増加3,095千円があった一方、現金及び預金の減少51,012千円、未収入金の減少2,003千円、未収消費税等の減少3,562千円があったことによるものであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は、36,564千円で、前事業年度末に比べ305千円増加しております。これは主に、工具、器具及び備品の増加120千円、保険積立金の増加757千円があった一方、ソフトウェアの減少411千円があったことによるものであります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は、71,520千円で、前事業年度末に比べ10,725千円減少しております。これは主に、未払消費税等の増加3,981千円があった一方、1年内返済予定の長期借入金の減少2,172千円、未払金の減少10,863千円、預り金の減少1,557千円があったことによるものであります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は、141,444千円で、前事業年度末に比べ21,148千円減少しております。これは、長期借入金の減少21,148千円があったことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は、17,421千円で、前事業年度末に比べ20,084千円減少しております。これは、利益剰余金の減少20,084千円があったことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 運転資本

上場予定日(2021年12月22日)から12か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第17期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当事業年度においては、基幹業務システムの開発・導入などにより総額6,900千円の設備投資を実施しております。なお、当事業年度において、重要な除却又は売却等はありません。

第18期中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

当中間会計期間において、重要な設備の新設又は除却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

第17期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

2020年12月31日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額（千円） | | | | 従業員数 (人) |
|----------------|-------|---------------|--------|-----|-------|-------------|
| | | 工具、器具 及び備品 | ソフトウェア | その他 | 合計 | |
| 本社 (東京都中央区) | 本社機能 | 1,492 | 6,900 | — | 8,392 | 11 (1) |

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 従業員数は就業人員（執行役員及び技術専門役員を含む。ただし、取締役であるものは除く。）であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

第18期中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

2021年6月30日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額（千円） | | | | 従業員数 (人) |
|----------------|-------|---------------|--------|-----|-------|-------------|
| | | 工具、器具 及び備品 | ソフトウェア | その他 | 合計 | |
| 本社 (東京都中央区) | 本社機能 | 1,613 | 6,488 | — | 8,101 | 13 (1) |

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 従業員数は就業人員（執行役員及び技術専門役員を含む。ただし、取締役であるものは除く。）であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

| 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 | 発行可能株式総数(株) | 未発行株式数(株) | 発行数(株) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|-----------------------|-------------|-----------|-----------|----------------------------|---|
| 普通株式 | 10,000,000 | 7,380,000 | 2,620,000 | 非上場 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 10,000,000 | 7,380,000 | 2,620,000 | — | — |

- (注) 1. 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は9,990,000株増加し、10,000,000株となっております。
2. 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,619,476株増加し、2,620,000株となっております。
3. 2021年9月30日開催の臨時株主総会決議により、定款の変更が行われ、同日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

第2回新株予約権 (2016年3月29日定時株主総会決議)

| 区分 | 最近事業年度末現在 (2020年12月31日) | 公表日の前月末現在 (2021年10月31日) |
|--|---------------------------------------|-----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 50 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(個) | 50(注)1 | 250,000(注)1、6 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 2,000,000(注)2 | 400(注)2、6 |
| 新株予約権の行使期間 | 2018年3月31日から 2026年3月30日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 2,000,000 資本組入額 1,000,000(注)3 | 発行価格 400 資本組入額 200(注)3、6 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 | 同左 |

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末日現在は1株、公表日の前月末現在は5,000株であります。

ただし、当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。

なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2. 当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の割当日後に、時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、また、普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、普通株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の取締役、監査役又は従業員の地位になければならない。ただし、当社又は当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は、新株予約権割当契約の定めるところに従って、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権の一部を行使することはできない。
- (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間において締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注) 3. に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件及び取得事由
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
6. 当社は、2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権 (2019年3月27日定時株主総会決議)

| 区分 | 最近事業年度末現在 (2020年12月31日) | 公表日の前月末現在 (2021年10月31日) |
|--|---|-------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 6 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(個) | 6 (注) 1 | 30,000 (注) 1、6 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 2,500,000 (注) 2 | 500 (注) 2、6 |
| 新株予約権の行使期間 | 2021年3月28日から 2029年3月27日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 2,500,000 資本組入額 1,250,000 (注) 3 | 発行価格 500 資本組入額 250 (注) 3、6 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 | 同左 |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末日現在は1株、公表日の前月末現在は5,000株であります。

ただし、当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。

なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2. 当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の割当日後に、時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等(新株予約権の行使による場合を含まない。)を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、また、普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、普通株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社及び当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位になければならない。ただし、当社又は当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は、新株予約権割当契約の定めるところに従って、新株予約権を行使することができる。
 - (3) 新株予約権の一部を行使することはできない。
 - (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間において締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)3. に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使の条件及び取得事由
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
6. 当社は、2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権（2021年3月24日定時株主総会決議）

| 区分 | 最近事業年度末現在 (2020年12月31日) | 公表日の前月末現在 (2021年10月31日) |
|--|----------------------------|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | — | 23 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | — | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(個) | — | 115,000(注)1、6 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | — | 500(注)2、6 |
| 新株予約権の行使期間 | — | 2023年4月15日から 2031年3月23日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | — | 発行価格 500 資本組入額 250(注)3、6 |
| 新株予約権の行使の条件 | — | (注)4 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | — | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | (注)5 |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、5,000株であります。

ただし、当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。

さらに、上記のほか、(注)2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2. 当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の割当日後に、時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、また、普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、普通株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額

を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の取締役、監査役又は従業員の地位になければならない。ただし、当社又は当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は、新株予約権割当契約の定めるところに従って、新株予約権を行使することができる。
 - (3) 新株予約権の一部を行使することはできない。
 - (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間において締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、以上を総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、係る取扱いは、以下に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (7) 再編対象会社による新株予約権の取得
本新株予約権の内容に準じて決定する。
 - (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)3. に準じて決定する。
6. 当社は、2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権（2021年9月30日臨時株主総会決議）

| 区分 | 最近事業年度末現在 (2020年12月31日) | 公表日の前月末現在 (2021年10月31日) |
|--|----------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | — | 40,000 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | — | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(個) | — | 40,000 (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | — | 500 (注) 2 |
| 新株予約権の行使期間 | — | 2023年10月14日から 2031年9月29日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | — | 発行価格 500 資本組入額 250 (注) 3 |
| 新株予約権の行使の条件 | — | (注) 4 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | — | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | (注) 5 |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。

さらに、上記のほか、(注) 2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2. 当社が新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の割当日後に、時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、また、普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、普通株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額

を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の取締役、監査役又は従業員の地位になければならない。ただし、当社又は当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は、新株予約権割当契約の定めるところに従って、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権の一部を行使することはできない。
- (4) その他の条件については、当社と付与対象者との間において締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、係る取扱いは、以下に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (7) 再編対象会社による新株予約権の取得
本新株予約権の内容に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)3. に準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金 増減額 (千円) | 資本金 残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|---------------------|-----------------------|----------------------|--------------------|-------------------|----------------------|---------------------|
| 2017年3月29日 (注) 1 | 普通株式 26 | 普通株式 450 | 26,000 | 151,000 | 26,000 | 91,000 |
| 2019年3月29日 (注) 2 | 普通株式 20 | 普通株式 470 | 25,000 | 176,000 | 25,000 | 116,000 |
| 2019年6月28日 (注) 3 | 普通株式 4 | 普通株式 474 | 5,000 | 181,000 | 5,000 | 121,000 |
| 2019年7月5日 (注) 4 | 普通株式 4 | 普通株式 478 | 5,000 | 186,000 | 5,000 | 126,000 |
| 2019年8月2日 (注) 5 | 普通株式 1 | 普通株式 479 | 1,250 | 187,250 | 1,250 | 127,250 |
| 2019年9月30日 (注) 6 | 普通株式 45 | 普通株式 524 | 56,250 | 243,500 | 56,250 | 183,500 |
| 2021年9月30日 (注) 7 | 普通株式 2,619,476 | 普通株式 2,620,000 | — | 243,500 | — | 183,500 |

(注) 1. 有償第三者割当増資

発行価格2,000,000円 資本組入額1,000,000円

割当先 株式会社博報堂DYホールディングス、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社

2. 有償第三者割当増資

発行価格2,500,000円 資本組入額1,250,000円

割当先 NIPPON Platform株式会社

3. 有償第三者割当増資

発行価格2,500,000円 資本組入額1,250,000円

割当先 個人1名

4. 有償第三者割当増資

発行価格2,500,000円 資本組入額1,250,000円

割当先 株式会社サンライズ社

5. 有償第三者割当増資

発行価格2,500,000円 資本組入額1,250,000円

割当先 個人1名

6. 有償第三者割当増資

発行価格2,500,000円 資本組入額1,250,000円

割当先 株式会社リコー、個人1名

7. 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。

(6) 【所有者別状況】

2021年10月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満 株式の状況 (株) |
|-----------------|--------------------|------|--------------|------------|-------|----|-----------|--------|----------------------|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人 その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数 (人) | — | — | — | 9 | 1 | — | 8 | 18 | — |
| 所有株式数 (単元) | — | — | — | 16,000 | 1,000 | — | 9,200 | 26,200 | — |
| 所有株式数 の割合(%) | — | — | — | 61.1 | 3.8 | — | 35.1 | 100.0 | — |

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりであります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年10月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-------------------|----------|--|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | — | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 2,620,000 | 26,200 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。 |
| 単元未満株式 | — | — | — |
| 発行済株式総数 | 2,620,000 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 26,200 | — |

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第2回新株予約権

| | |
|--------------------------|-----------------------------|
| 決議年月日 | 2016年3月29日（定時株主総会決議） |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 1名 当社従業員 3名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。 |

第3回新株予約権

| | |
|--------------------------|-----------------------------|
| 決議年月日 | 2019年3月27日（定時株主総会決議） |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社従業員 4名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。 |

第4回新株予約権

| | |
|--------------------------|----------------------------|
| 決議年月日 | 2021年3月24日（定時株主総会決議） |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 3名 当社従業員 6名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）【新株予約権等の状況】」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「（2）【新株予約権等の状況】」に記載しております。 |

第5回新株予約権

| | |
|--------------------------|----------------------------|
| 決議年月日 | 2021年9月30日（臨時株主総会決議） |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社従業員 4名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）【新株予約権等の状況】」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「（2）【新株予約権等の状況】」に記載しております。 |

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題であると認識しておりますが、現状は事業拡大期にあり、引続き、将来に向けた成長投資を優先しつつ、収益の向上による内部留保の充実及び財務基盤の強化を図ることが最重要であるととも、更なる事業拡大を図ることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

剰余金の配当を行う場合には、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、中間配当及び期末配当のいずれも取締役会であります。

当事業年度の配当については、会社法の規定上、配当可能な財政状態にないため、実施しておりません。また、内部留保資金については、事業基盤の確立・強化、将来の事業展開のための資金等に充当していく方針であります。

今後の株主への配当政策については、業績や財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案の上、検討していく方針ですが、現時点においては、配当実施の可能性及びその時期等は未定であります。

なお、当社は、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 5 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率 10%)

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 報酬 | 所有株式数 (株) |
|----------------|--------------------------|-------|-------------|--|---|-------|-------|--------------------|
| 代表取締役 | 社長CEO | 瀧川 淳 | 1979年11月12日 | 2003年7月 2004年3月 2020年8月 | Wisehyun Co., Ltd. (韓国) 理事 (日本事務所長) 当社設立 代表取締役社長 当社代表取締役社長CEO (現任) | (注) 5 | (注) 7 | 1,450,000 (注) 8 |
| 取締役 | 執行役員 COO兼CTO 事業本部長 | 鈴木 久晴 | 1979年5月17日 | 2007年4月 2008年4月 2013年6月 2020年7月 2020年8月 | 九州大学大学院芸術工学研究科COE 学術研究員 当社入社 研究開発事業部事業部長 当社取締役 (現任) 当社事業本部 本部長 (現任) 当社執行役員COO兼CTO (現任) | (注) 5 | (注) 7 | — |
| 取締役 (監査等委員) | 監査等 委員長 | 林 功司 | 1973年9月3日 | 2001年10月 2005年7月 2011年1月 2011年11月 2018年8月 2020年8月 | 監査法人トーマツ (現有限責任監査 法人トーマツ) 入所 公認会計士登録 税理士登録 林公認会計士事務所設立 代表就任 (現任) 合同会社クロスアカウンティング設 立 代表社員 (現任) 当社取締役・監査等委員 (現任) | (注) 6 | (注) 7 | — |
| 取締役 (監査等委員) | — | 眞家 茂樹 | 1977年4月20日 | 2002年10月 2003年6月 2013年4月 2020年8月 | 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 森・濱田松本法律事務所入所 名古屋弁護士会 (現愛知県弁護士 会) へ登録替え 城綜合法律事務所入所 名古屋ユナイテッド・パートナーズ 法律事務所入所 パートナー (現任) 当社取締役・監査等委員 (現任) | (注) 6 | (注) 7 | — |
| 取締役 (監査等委員) | — | 伊東 政紀 | 1976年7月25日 | 2000年4月 2007年3月 2015年3月 2020年8月 | 株式会社まぐまぐ入社 株式会社キュードローガ設立 代表取締 役 (現任) 当社取締役 当社取締役・監査等委員 (現任) | (注) 6 | (注) 7 | 5,000 |
| 計 | | | | | | | | 1,455,000 |

- (注) 1. 当社は、2020年8月19日開催の臨時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 林功司、眞家茂樹及び伊東政紀は、会社法第2条第15項に定める社外取締役であります。
3. 眞家茂樹の戸籍上の氏名は、橋本茂樹であります。
4. 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
- 委員長 林 功司
委員 眞家 茂樹
委員 伊東 政紀
5. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、2021年3月24日開催の定時株主総会の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 監査等委員である取締役の任期は、2020年8月19日開催の臨時株主総会の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
7. 2020年12月期における役員報酬の総額は、20,572千円であります。
8. 代表取締役社長CEO瀧川淳の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社多喜川カンパニーの所有する950,000株が含まれております。
9. 当社は、監査等委員会設置会社へ移行し、経営の監督と執行の分離を図るとともに、執行機能を強化するため、執行役員制度及び技術専門役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員及び技術専門役員は、次のとおりであります。

| 役名 | 氏名 | 職位 |
|--------|--------|---|
| 執行役員 | 渡辺 真次郎 | CFO (Chief Financial Officer) 、社長室長 |
| 技術専門役員 | 長友 康彦 | CRO (Chief Research Officer) 、研究開発部フェロー |

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社に関わるステークホルダーの皆さまの利益に資するべく、持続的な成長と企業価値の最大化を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる業務執行体制を構築することを重要な施策と位置付けております。

② コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

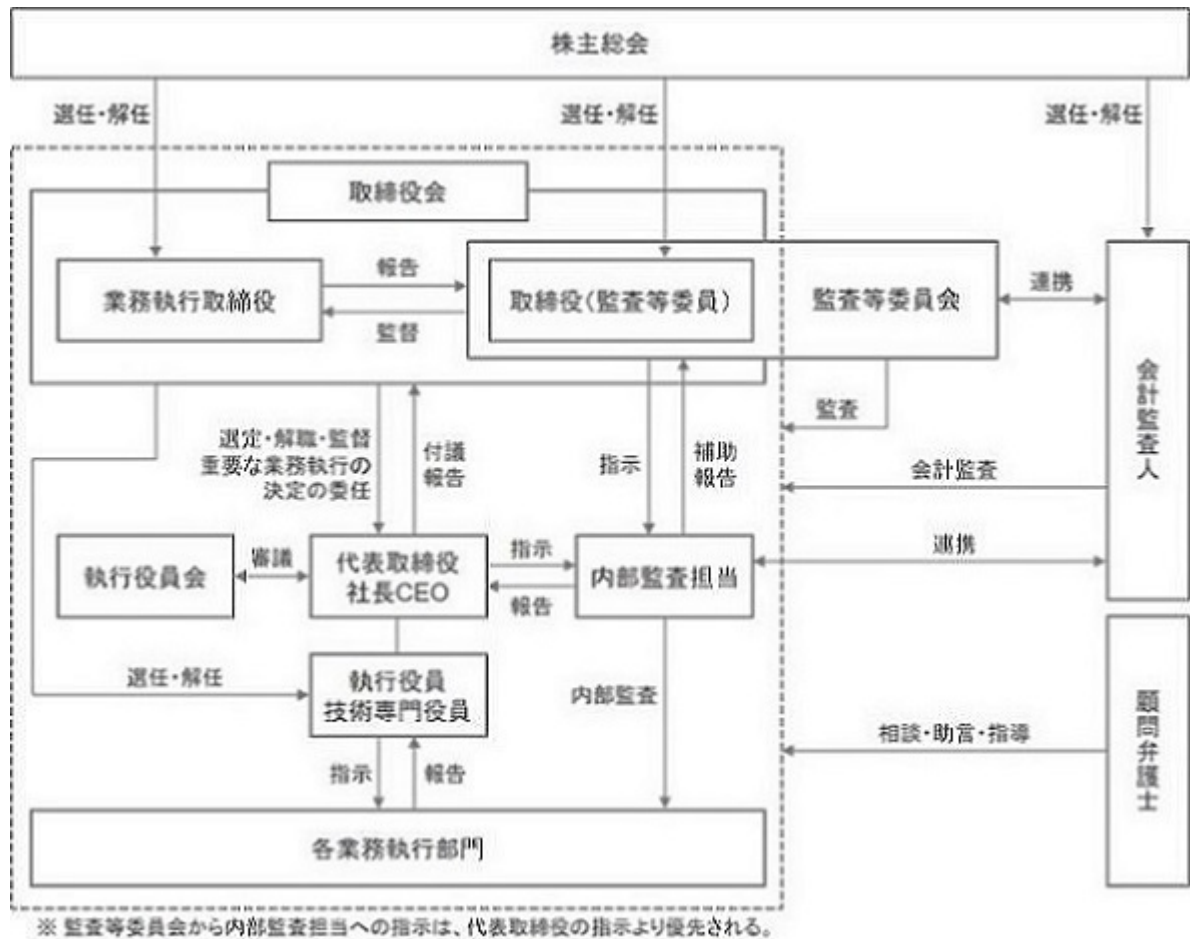
当社は、2020年8月19日開催の臨時株主総会において、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

本移行は、取締役会の監督機能の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るべく、取締役会における議決権を有しない監査役による監査ではなく、議決権の行使を通じて監査・監督内容を直接的に経営の意思決定に反映させることができる社外取締役（監査等委員である取締役）を中心とした監査・監督体制を確立するとともに、重要な業務執行の決定の取締役への委任及び執行役員への権限移譲並びに業務執行取締役の員数のスリム化により取締役会の主たる役割をモニタリング機能とすることを目的としたものであります。

③ 会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会及び監査等委員会並びに会計監査人を設置しております。また、経営の監督機能と執行機能を分離し、取締役会の監督機能を強化するとともに、執行機能の強化を図るため、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を定款に定めるとともに、任意の制度として執行役員制度及び技術専門役員制度を導入しております。さらに、重要な業務執行の決定を行う会議体として執行役員会を設置するとともに、日常的な業務執行のモニタリング機能として内部監査担当を置き、業務執行の適正化を図っております。これら各機関の相互連携により経営の透明性、効率性を確保しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、次のとおりであります。



(株主総会)

当社は、株主総会は会社の最高意思決定機関であり、議決権行使という株主の実質的な権利に直結する場であると認識しております。その上で、株主総会が株主との直接的かつ建設的な対話を図ることのできる重要な場でもあることから、より開かれた株主総会にすべく、その運営方法については継続的に工夫を重ねてまいり所存であります。また、株主の権利が公平かつ平等に確保されるよう、適切な情報開示と権利行使を行いやすい環境の整備に努めてまいります。

(取締役会)

当社の取締役会は、業務執行取締役2名と監査等委員である取締役3名（3名全員が独立社外取締役）で構成されております。原則として毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しており、経営の基本方針等を決定するとともに、取締役の職務執行及び執行役員等の業務執行を監督しております。社外取締役が取締役会の構成の過半数を占めており、独立性と客観性が確保され、取締役の職務執行及び執行役員等の業務執行の適法性及び妥当性に対する実効性の高い監督を行うことができる体制をとっております。

当社は、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を定款に定めております。取締役会における決議事項は、法令により取締役会の専決事項と定められている事項のほか、中期経営計画や年度予算の承認等の経営の基本方針に関するものであり、それ以外の個別の業務執行に関する決定は代表取締役社長に委任しております。なお、代表取締役社長による決定にあたっては、原則として、執行役員会の審議を経ることとしております。

(監査等委員会)

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、3名全員が独立社外取締役であります。監査等委員には、公認会計士及び弁護士がそれぞれ1名ずつ就任しております。

監査等委員は取締役会及び執行役員会に出席し、取締役の職務執行及び執行役員等の業務執行を監督しております。また、原則として取締役会の開催に合わせて毎月1回監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を適宜開催して監査内容の共有を図るとともに、内部監査責任者及び会計監査人と定期的な会合等を通じて緊密な連携を図ることにより、監査に必要な情報を収集しております。

(代表取締役社長)

代表取締役社長は、経営及び業務執行責任者として、当社を代表し、取締役会の議事運営にあたりるとともに、当社の業務執行全般を統括しております。

(執行役員及び技術専門役員)

当社は、経営環境等の変化に迅速かつ的確に対応すべく、経営の監督機能と執行機能を分離するとともに、業務執行における意思決定及びその遂行の迅速性及び機動性を強化するため、執行役員制度を導入しております。また、当社の企業価値の根幹をなす技術の研究開発の重要性に鑑み、執行役員とは別に、特定の技術分野において極めて高度の専門性を有する技術者・エキスパートとして事業に貢献し得る人材を役員待遇として登用するため、技術専門役員制度を導入しております。

執行役員又は技術専門役員は、取締役会において選任され、取締役会の決定した方針及び執行役員会における決定事項並びに代表取締役社長の統括の下、取締役会の決議及び社内規程等により委譲された権限に基づき、担当業務の意思決定を行い、業務を執行しております。

(執行役員会)

当社の執行役員会は、代表取締役社長を議長として、業務執行取締役、執行役員及びその他代表取締役社長の指名する者に加えて、監査等委員会で選定された監査等委員（監査等委員会の委員長）によって構成されております。原則として週1回開催し、各部署からの業務執行状況に関する報告及び情報共有並びにそれらに伴う施策の決定のほか、取締役会より委任された重要な業務執行の決定事項及びその他経営に関する重要事項の審議並びに取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、当社の経営に関する全社的・総括的なリスク管理の

報告及び対応策検討の場と位置づけております。各部門長は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合には代表取締役社長又は執行役員会へ報告することとなっております。

(内部監査)

当社は、比較的小規模な組織であることから、独立した内部監査部門又は専任の内部監査担当者は設置せず、代表取締役社長直轄の社長室を内部監査担当部門、同室長を内部監査責任者とし、内部監査規程及び内部監査計画に基づき、全部門を対象とした業務監査を実施しております。

さらに、内部監査担当部門は、監査等委員会の事務局として、監査等委員会の指揮命令の下、監査等委員会の職務を補助しております。

(会計監査人及び顧問弁護士)

当社は、東光監査法人と監査契約を締結し、同監査法人が会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に準じた会計監査を実施しております。

また、顧問弁護士と連携しており、法律上の判断を要する際には、随時相談・確認できるとともに、コンプライアンス体制の強化に向けた助言・指導を適宜受けられる体制を整備しております。

④ 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において定めた「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、各種社内規程を含めた内部統制システムを構築するとともに、その運用の適正化を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

イ. 取締役、執行役員・技術専門役員及びその他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役、執行役員・技術専門役員及びその他及び使用人は、法令遵守の意識の下、法令及び定款その他社内諸規程等に則った職務遂行を行う。
- ・ 業務分掌及び職務権限を定めて権限と責任を明確化するとともに、各種の社内規程等及び決裁制度を整備し、各部門における業務執行の体制を構築するとともに、これらの遵守を徹底する。
- ・ 取締役会は、職務執行の適法性及び妥当性を担保するべく、経営の基本方針を決定した上で、取締役の職務執行並びに執行役員・技術専門役員及びその他使用人の業務執行の監督を行う。
- ・ 監査等委員及び監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行及び執行役員・技術専門役員の業務執行を監査する。
- ・ 内部監査担当部門を設け、業務の適正性に関する内部監査を行う。
- ・ 社内外の窓口につながるホットラインを設け、相談や通報の仕組み（以下、「内部通報制度」という。）を構築し、社内において周知する。
- ・ 法定違反行為が発見された場合には、取締役会及び執行役員会において迅速に情報・状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。
- ・ 社会の秩序や安全に脅威を及ぼす反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で臨み、一切の関係を排除する。

ロ. 取締役及び執行役員・技術専門役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、取締役会及び執行役員会等の重要な会議の議事録その他取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）等について、法令及び文書管理規程等の定めるところに従って適切に保存・管理するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ・ 特定個人情報等取扱規程その他の規程等を定め、情報資産の保護・管理を行う。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役及び執行役員・技術専門役員は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、適切なリスク管理体制を構築し、運用する。
- ・当社の事業活動に関連して生じる損失の危険については、一元的に執行役員会における議題として集約し、リスクの把握・特定・分析評価・対応措置等の一連のリスク管理活動について機動的かつ多面的に審議することにより、リスク管理の実効性を確保するとともに、執行役員会において定期的にリスク管理体制の見直しを図る。また、重大な事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として危機管理に当たる体制とする。
- ・内部監査担当部門は、内部監査を通じて各部門のリスク管理状況を把握し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

ニ. 取締役及び執行役員・技術専門役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会設置会社である当社においては、法令及び定款その他社内諸規程等により取締役会の専決事項と定められている事項以外の業務執行の決定を代表取締役社長その他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することにより経営の監督機能と執行機能を分離する。
- ・執行機能の強化を図るため、執行役員制度及び技術専門役員制度を導入する。各執行役員及び技術専門役員は、取締役会において選任され、取締役会で決定した方針及び執行役員会での決定事項並びに代表取締役社長の指示の下、取締役会の決議及び社内諸規程等により定められた権限に基づき、担当業務の意思決定を行い、業務を執行する。
- ・業務執行に関する意思決定を機動的に行うため、重要な業務執行の決定については審議・決議機関である執行役員会の決議、その他の事項については稟議手続を経た上で業務を執行する。
- ・取締役会は、月に1回定期的に、又は必要に応じて随時開催し、年度予算及び中期経営計画等を含めた経営の基本方針を決定し、月次での進捗管理を通じて取締役の職務執行及び執行役員・技術専門役員の業務執行を監督する。

ホ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人に関する指示の実効性確保に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会の職務については、内部監査担当部門がこれを補助する。
- ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合、適切な人員配置を行う。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- ・補助使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、専ら監査等委員会の指揮命令下で業務を行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及びその他使用人からの指揮命令は受けない。
- ・補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査等委員会の事前の同意を要するものとする。

ヘ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び当該報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査等委員は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び執行役員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて稟議書類等の重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人に対して説明又は報告を求めることができる。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人は、法令及び定款に定められた事項のほか、当社の業務又は業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議で決議された事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況等を監査等委員会に報告する体制を整備するとともに、監査等委員会が適時適切に情報収集を行えるように協力する。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人は、法令等の

違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、発見次第、直ちに監査等委員会に報告する。

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人に対して、監査等委員会に報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わない。

ト. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員がその職務の執行について、当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済等を請求したときは、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。
- ・ 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、意見交換を行うとともに、直接的に業務執行の状況を把握する。
- ・ 監査等委員は、執行役員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。
- ・ 監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人に対して、業務の執行状況の説明又は報告を求めるほか、必要に応じて業務及び財産の状況を調査することができる。
- ・ 監査等委員会は、組織的かつ実効的な監査を実施すべく、内部監査担当部門と随時かつ定期的に情報共有及び意見交換を行い、緊密な連携を図る。内部監査の年間計画については監査等委員会による事前の同意を要し、監査等委員会は、内部監査担当部門から定期的に内部監査の実施状況及びその結果について報告を受けるとともに、必要に応じて、内部監査担当部門に対して、内部監査計画の変更、追加の監査又は必要な調査等の実施を勧告又は指示することができる。
- ・ 監査等委員会は、内部監査担当部門との連携に関して、監査等委員会による監査の実効性を阻害する事情が認められる場合、代表取締役社長又は取締役会に対してその是正を求めることができるとともに、内部監査担当部門に対する指示に関して、代表取締役社長と監査等委員会との間に齟齬が生じた場合、内部監査担当部門は監査等委員会の指示に従わなければならない。
- ・ 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換を行うとともに、会計監査及び内部統制監査の状況を把握する。
- ・ 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家を利用することができる。その場合、当該利用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社が当該費用を負担する。

チ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社は、金融商品取引法その他の法令に基づき、当社の財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の評価の基準を定め、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行うとともに、その有効性を評価する。
- ・ 内部監査担当部門は、内部監査を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（不備及び不備の改善状況を含む。）を把握・評価し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- ・ 監査等委員会は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

リ. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - ・ 当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、全役職員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
 - ・ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
- ・ 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - ・ 「反社会的勢力排除規程」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全役職員の

行動指針とする。

- ・ 反社会的勢力の排除を推進するために社長室を統括管理部署とする。
- ・ 「反社会的勢力排除規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
- ・ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- ・ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、必要に応じて外部機関等から反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- ・ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等の外部機関と緊密な連携関係を構築する。

⑤ コンプライアンス体制

当社では、企業価値の向上のためにはコンプライアンス（法令遵守）の徹底が必要不可欠であると認識しており、コンプライアンス規程を制定し、全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底しております。社内にコンプライアンス意識を浸透させるため、代表取締役社長直轄の社長室をコンプライアンス統括部門と位置づけ、全役職員を対象とするコンプライアンス・プログラムを企画・立案し、コンプライアンスが周知徹底されるよう指導しております。

また、市場、情報セキュリティ、環境、労務、サービスの品質・安全等様々な事業運営上のリスクについては、執行役員会において機動的かつ多面的に審議を行うことにより管理するとともに、内部監査により法令遵守の状況を定期的にチェックしております。

⑥ リスク管理の体制整備

当社のリスク管理体制については、変化の激しい経済環境下において多様化するリスクを適切に管理し、損失の発生を未然に防止することが重要な経営課題であると認識しております。

当社では、リスクを適切に把握・管理するために、コンプライアンス規程などの社内規程等の整備に加え、定期的な内部監査を実施し、法令に遵守した企業活動を展開することでリスクの低減を図っております。

社内体制としては、リスク管理に係る会議体として執行役員会を毎週1回開催し、種々のリスクへの対応・対策につき、その報告・共有と必要に応じた協議を行なう体制を整えております。

⑦ 監査の状況

イ. 内部監査

内部監査については、内部監査責任者が監査等委員会の事前の同意を得た上で内部監査の年間計画を策定し、内部監査責任者の下、具体的な内部監査業務を外部の専門家に委託しております。

内部監査規程及び内部監査計画に基づき、外部の専門家と連携して独立した立場で、全部門を対象とした定期監査及び代表取締役社長又は監査等委員会の指示による特命監査を実施し、監査結果については、代表取締役社長及び監査等委員会に報告するとともに、被監査部門に対して業務の改善に向けた具体的な助言・勧告、フォローアップを行っております。

ロ. 監査等委員会監査

監査等委員会監査については、監査等委員が取締役会及び執行役員会への出席を通じて、取締役の職務執行及び執行役員の業務執行の監査を行っております。

そのほか、監査等委員会は、内部統制システムを利用した監査を組織的かつ実効的に実施すべく、内部統制システムが適切かつ効率的に構築・運営されているかを監視し、内部監査責任者と緊密な連携を図っております。内部監査の年間計画については、監査等委員会による事前の同意を要することとしており、監査等委員会は、内部監査責任者から定期的に内部監査の実施状況及びその結果について報告を受けるとともに、必要に応じて、追加の監査又は必要な調査等の実施を勧告又は指示することができます。また、監査等委員会は、内部監査担当部門との連携に関して、監査等委員会による監査の実効性を阻害する事情が認められる場合、代表取締役社長又は取締役会に対してその是正を求めることができるとともに、内部監査担当部門に対する指示に関して、代表取締役社長と監査等委員会との間に齟齬が生じた場合、内部監査担当部門は監査等委員会の指示に

従わなければならないこととしております。

また、常勤の監査等委員は選定しておりませんが、監査等委員会において監査等委員長を選定しております。監査等委員長は、毎週開催される執行役員会に出席するとともに、その他必要に応じた各種文書の閲覧や聴取並びに内部監査責任者及び会計監査人との定期的な会合等を通じて業務執行状況に関する情報を収集し、監査等委員会において共有しております。また、必要に応じて、取締役、執行役員、業務執行部門に対して報告を求めることができる体制をとっております。

なお、監査等委員長の林功司は、国内大手の監査法人における会計監査等の豊富な実務経験並びに公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務・会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。

ハ. 会計監査

当社は、東光監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。

2020年12月期において、業務を執行した公認会計士は佐藤明充及び照井慎平の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務に係る補助者は公認会計士3名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には、特別の利害関係はありません。

ニ. 監査等委員会監査、内部監査及び会計監査並びに管理部門の相互連携

監査等委員会、内部監査責任者及び会計監査人は、各々の監査機能の実効性及び効率性を高めるため、定期的に、また必要に応じて随時会合を開催して情報共有及び意見交換を行うことにより、相互連携を図っております。

内部統制システムを利用した組織的監査を中心とする監査等委員会による監査を実効性あるものにするため、監査等委員会と内部監査責任者が緊密な連携を図ることができる体制としており、監査等委員会は、内部監査責任者から監査計画と監査結果について定期的に報告を受けるとともに、内部監査責任者と日常的にコミュニケーションを図り、必要があると認めた場合は、内部監査責任者に対して調査を要請し、またその業務の執行について具体的な指示を行うことができます。

監査等委員会は、期初において会計監査人から監査方針及び監査計画を聴取するとともに、期末監査等の実施状況及びその結果について報告を受け、情報・意見交換を行っております。また、監査等委員長及び内部監査責任者は、会計監査人と適宜意見交換を行うことにより、相互に連携を図っております。

管理部門は、監査等委員会、内部監査責任者及び会計監査人による指揮等を踏まえて、内部統制の整備及び運用に関して継続的に改善を図っております。

⑧ 社外取締役

本特定証券情報提出日現在、当社は社外取締役3名（うち3名を独立役員に指定）を選任しております。

当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの確立を目的として、社外取締役については、それぞれの有する専門的な見識・経験等に基づき、経営全般に対する客観的かつ中立的な助言並びに取締役の職務執行及び執行役員等の業務執行に対する監査・監督を期待しております。

社外取締役監査等委員林功司は、国内大手の監査法人に在籍していた経歴を有しており、公認会計士・税理士として豊富な実務経験並びに財務・会計及び税務に関する専門的知識を有しております。同氏は当社新株予約権3個（普通株式15,000株）を保有しておりますが、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。また、同氏は、林功司公認会計士事務所所長及び合同会社クロスアカウンティング代表社員を兼任しておりますが、当社と同氏の間には、その他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役監査等委員眞家茂樹は、国内大手の法律事務所に在籍していた経歴を有しており、弁護士として豊富な実務経験及び企業法務やコンプライアンス等に関する専門的知識を有しております。同氏は当社新株予約権1個（普通株式5,000株）を保有しておりますが、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。また、同氏は、名古屋ユナイテッド・パートナーズ法律事務所パートナーを兼任しておりますが、当社と同氏の間には、その他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役監査等委員伊東政紀は、IT関連企業の経営者として幅広い経験と高い見識を有しております。同氏

は当社普通株式5,000株及び新株予約権1個（普通株式5,000株）を保有しておりますが、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。また、同氏は、株式会社キュードール代表取締役を兼任しておりますが、当社と同氏の間には、その他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役の独立性に関する基準又は方針については特段定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

⑨ 役員の報酬等

イ. 発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|--------------------------------|----------------|----------------|----|---------------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 賞与 | ストック オプション | |
| 取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) | 19,072 | 19,072 | — | — | 2 |
| 監査等委員である取締役 (社外取締役を除く) | — | — | — | — | — |
| 監査役 (社外監査役を除く) | — | — | — | — | — |
| 社外役員 | 2,300 | 2,300 | — | — | 5 |
| 計 | 21,372 | 21,372 | — | — | 7 |

- (注) 1. 上表の報酬等の額には、当事業年度中に退任した取締役及び監査役が含まれております。なお、当社は、2020年8月19日付で監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額については、2020年8月19日開催の臨時株主総会において、総額として年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額については、2020年8月19日開催の臨時株主総会において、総額として年額10,000千円以内と決議しております。

ロ. 発行者の役員ごとの報酬の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ）の報酬等については、2021年3月1日施行の改正会社法第361条第7項の規定に基づき、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めております。

取締役の報酬等については、当社の企業価値の向上を促すとともに、各取締役の職責や貢献に見合った適正な水準とすることを基本方針とし、その構成は、当社の成長フェーズ、現状における業績及び財政状態等に鑑み、月例の確定額かつ金銭による固定報酬及び非金銭報酬であるストック・オプション報酬としております。

固定報酬の額は、月例の確定額かつ金銭による固定報酬とし、株主総会において決議された総枠の範囲内で、各取締役の役位、職責、当社の業績、一般的な報酬水準及び従業員給与等を考慮の上、総合的に勘案して決定しております。なお、取締役の固定報酬（金銭報酬）の限度額については、2020年8月19日開催の臨時株主総会において、総額として年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と定められております。

ストック・オプション報酬は、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、当社の成長フェーズ、当社の業績、財務状態及び資本政策等を総合的に勘案し

て、適切な時期に取締役に対して当社の新株予約権を付与することとしております。各取締役への新株予約権の付与個数は、各取締役の役位、職責、当社の業績、一般的な報酬水準及び従業員給与等を考慮の上、総合的に勘案し、株主総会で決議された範囲内で決定することとしております。

監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会において決議された総枠の範囲内で、監査等委員会において決定しております。なお、監査等委員である取締役の報酬の限度額については、2020年8月19日開催の臨時株主総会において、総額として年額10,000千円以内と定められております。

ホ. 期末現在の役員の数数は、取締役（監査等委員である取締役を除く）2名、監査等委員である取締役3名であります。

⑩ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

⑪ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑬ 剰余金の配当等の決定

当社は、株主への機動的な利益還元及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、毎年12月31日（期末配当）及び毎年6月30日（中間配当）を基準日とする剰余金の配当及び自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

⑭ 取締役の責任免除

当社は、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たすことができる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

⑮ 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。以下、本項において同じ。）及び会計監査人との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当社は、当該定款の定めに基づき、監査等委員である取締役全員との間において、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

また、当社は、当該定款の定めに基づき、会計監査人である東光監査法人との間において、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該会計監査人がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑩ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

| 区分 | 最近事業年度 | |
|-----|------------------|-----------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬（千円） | 非監査業務に基づく報酬（千円） |
| 発行者 | 17,750 | — |
| 計 | 17,750 | — |

(注) 当社の会計監査人であったPwC京都監査法人は、2020年12月16日付で辞任しております。同監査法人の辞任後、東光監査法人が、2020年12月19日付で一時的会計監査人に就任し、2021年3月24日開催の定時株主総会において、会計監査人に就任しております。上表の監査証明業務に基づく報酬17,750千円には、PwC京都監査法人に対する報酬額8,250千円が含まれております。なお、当該報酬額8,250千円については、PwC京都監査法人との間における2021年6月11日付の合意書に基づき、同監査法人から当社に対して、「清算金」として5,490千円（税抜）が支払われております。

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、当社の規模及び特性、監査内容、監査日数等を勘案の上、監査公認会計士等と協議を行い、監査等委員会の同意の下、決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)は、改正府令附則第3条第1項但書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、わが国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、わが国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

3. 監査証明について

(1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、東光監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間(2021年1月1日から2021年6月30日まで)の中間財務諸表について、東光監査法人により中間監査を受けております。

4. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

5. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催する研修会に参加する等積極的な情報収集活動に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2019年12月31日) | 当事業年度 (2020年12月31日) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 222,983 | 223,558 |
| 売掛金 | 18,452 | 13,247 |
| 仕掛品 | — | 732 |
| 未収入金 | — | 2,003 |
| 前払費用 | 1,929 | 2,551 |
| 未収消費税等 | 725 | 3,562 |
| 未収還付法人税等 | 0 | 425 |
| その他 | 150 | 5 |
| 流動資産合計 | 244,242 | 246,085 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物附属設備（純額） | ※1 405 | — |
| 工具、器具及び備品（純額） | ※1 1,627 | ※1 1,492 |
| 有形固定資産合計 | 2,032 | 1,492 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | — | 6,900 |
| 無形固定資産合計 | — | 6,900 |
| 投資その他の資産 | | |
| 長期預金 | ※2 10,000 | ※2 10,000 |
| 差入保証金 | 1,169 | 1,119 |
| 保険積立金 | 14,393 | 15,907 |
| 貸倒引当金 | △942 | — |
| その他 | 2,289 | 839 |
| 投資その他の資産合計 | 26,909 | 27,867 |
| 固定資産合計 | 28,942 | 36,259 |
| 資産合計 | 273,184 | 282,345 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2019年12月31日) | 当事業年度 (2020年12月31日) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 304 | 1,305 |
| 短期借入金 | ※3 26,660 | ※3 10,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | ※2 30,375 | ※2 47,052 |
| 未払金 | 6,853 | 19,209 |
| 未払法人税等 | 1,805 | 1,368 |
| 預り金 | 2,321 | 3,311 |
| 流動負債合計 | 68,320 | 82,246 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | ※2 62,006 | ※2 160,532 |
| 長期預り保証金 | 2,060 | 2,060 |
| 固定負債合計 | 64,066 | 162,592 |
| 負債合計 | 132,386 | 244,838 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 243,500 | 243,500 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 183,500 | 183,500 |
| 資本剰余金合計 | 183,500 | 183,500 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | △286,201 | △389,493 |
| 繰越利益剰余金 | △286,201 | △389,493 |
| 利益剰余金合計 | △286,201 | △389,493 |
| 株主資本合計 | 140,798 | 37,506 |
| 純資産合計 | 140,798 | 37,506 |
| 負債純資産合計 | 273,184 | 282,345 |

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 (2021年6月30日) |
|---------------|-------------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 172,545 |
| 売掛金 | 14,553 |
| 仕掛品 | 1,071 |
| 前払費用 | 5,646 |
| その他 | 5 |
| 流動資産合計 | 193,821 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 工具、器具及び備品（純額） | ※1 1,613 |
| 有形固定資産合計 | 1,613 |
| 無形固定資産 | |
| ソフトウェア | 6,488 |
| 無形固定資産合計 | 6,488 |
| 投資その他の資産 | |
| 長期預金 | ※2 10,000 |
| 差入保証金 | 1,119 |
| 保険積立金 | 16,664 |
| その他 | 679 |
| 投資その他の資産合計 | 28,463 |
| 固定資産合計 | 36,564 |
| 資産合計 | 230,386 |

(単位：千円)

当中間会計期間
(2021年6月30日)

| | | |
|---------------|----|----------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | | 725 |
| 短期借入金 | ※3 | 10,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | ※2 | 44,880 |
| 未払金 | | 8,346 |
| 未払法人税等 | | 1,554 |
| 未払消費税等 | | 3,981 |
| 預り金 | | 1,753 |
| 前受金 | | 279 |
| 流動負債合計 | | 71,520 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | ※2 | 139,384 |
| 長期預り保証金 | | 2,060 |
| 固定負債合計 | | 141,444 |
| 負債合計 | | 212,964 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 243,500 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | 183,500 |
| 資本剰余金合計 | | 183,500 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | △409,578 |
| 繰越利益剰余金 | | △409,578 |
| 利益剰余金合計 | | △409,578 |
| 株主資本合計 | | 17,421 |
| 純資産合計 | | 17,421 |
| 負債純資産合計 | | 230,386 |

② 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|--------------|-------|-----------------------------|-------|-----------------------------|
| | 自 | 2019年1月1日 至 2019年12月31日) | 自 | 2020年1月1日 至 2020年12月31日) |
| 売上高 | | 142,553 | | 98,214 |
| 売上原価 | | 23,520 | | 27,694 |
| 売上総利益 | | 119,033 | | 70,519 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1 | 146,899 | ※1 | 174,515 |
| 営業損失(△) | | △27,866 | | △103,995 |
| 営業外収益 | | | | |
| 助成金収入 | | — | | 4,973 |
| その他 | | 780 | | 523 |
| 営業外収益合計 | | 780 | | 5,497 |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 | | 1,830 | | 1,995 |
| 支払保証料 | | 623 | | 611 |
| その他 | | — | | 55 |
| 営業外費用合計 | | 2,453 | | 2,662 |
| 経常損失(△) | | △29,539 | | △101,161 |
| 特別損失 | | | | |
| 貸倒損失 | | 16,546 | | — |
| 貸倒引当金繰入額 | | 942 | | — |
| 減損損失 | ※2 | 7,094 | | — |
| 特別損失合計 | | 24,583 | | — |
| 税引前当期純損失(△) | | △54,122 | | △101,161 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 290 | | 290 |
| 法人税等調整額 | | — | | — |
| 法人税等合計 | | 290 | | 290 |
| 当期純損失(△) | | △54,412 | | △101,451 |

【売上原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日) | | 当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) | |
|-----------|----------|---|--------|---|--------|
| | | 金額 (千円) | 構成 (%) | 金額 (千円) | 構成 (%) |
| I 労務費 | | — | — | 11,409 | 40.41 |
| II 経費 | ※1 | 23,520 | 100.0 | 16,825 | 59.59 |
| 当期総製造費用 | | 23,520 | 100.0 | 28,235 | 100.0 |
| 期首仕掛品たな卸高 | ※2 | — | | 192 | |
| 合計 | | 23,520 | | 28,427 | |
| 期末仕掛品たな卸高 | ※2 | — | | 732 | |
| 当期製品製造原価 | | 23,520 | | 27,694 | |
| 他勘定振替高 | | — | | — | |
| 売上原価 | | 23,520 | | 27,694 | |

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (千円) | 当事業年度 (千円) |
|-------|------------|------------|
| 賃借料 | 12,122 | 10,794 |
| 外注加工費 | 1,419 | 4,906 |
| 減価償却費 | 8,750 | — |

※2 「【注記事項】 (修正再表示)」に記載のとおり、仕掛品の算定に係る誤謬の訂正を行っております。

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、ジョブ別個別原価計算を採用しております。

【中間損益計算書】

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日) |
|--------------|--|
| 売上高 | 72,440 |
| 売上原価 | 17,012 |
| 売上総利益 | 55,428 |
| 販売費及び一般管理費 | ※ 82,927 |
| 営業損失(△) | △27,499 |
| 営業外収益 | |
| 補助金収入 | 2,754 |
| 受取清算金 | 5,490 |
| その他 | 150 |
| 営業外収益合計 | 8,394 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 609 |
| 支払保証料 | 225 |
| 営業外費用合計 | 834 |
| 経常損失(△) | △19,939 |
| 税引前中間純損失(△) | △19,939 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 145 |
| 法人税等調整額 | — |
| 法人税等合計 | 145 |
| 中間純損失(△) | △20,084 |

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 純資産 合計 |
|-------------------------|---------|---------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本 合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 151,000 | 91,000 | 91,000 | △231,789 | △231,789 | 10,210 | 10,210 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 92,500 | 92,500 | 92,500 | | | 185,000 | 185,000 |
| 当期純損失（△） | | | | △54,412 | △54,412 | △54,412 | △54,412 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 92,500 | 92,500 | 92,500 | △54,412 | △54,412 | 130,587 | 130,587 |
| 当期末残高 | 243,500 | 183,500 | 183,500 | △286,201 | △286,201 | 140,798 | 140,798 |

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 純資産 合計 |
|-------------------------|---------|---------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本 合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 243,500 | 183,500 | 183,500 | △286,201 | △286,201 | 140,798 | 140,798 |
| 誤謬の訂正による累積的影 響額 | | | | △1,840 | △1,840 | △1,840 | △1,840 |
| 遡及処理後の当期首残高 | 243,500 | 183,500 | 183,500 | △288,042 | △288,042 | 138,957 | 138,957 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純損失（△） | | | | △101,451 | △101,451 | △101,451 | △101,451 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | △101,451 | △101,451 | △101,451 | △101,451 |
| 当期末残高 | 243,500 | 183,500 | 183,500 | △389,493 | △389,493 | 37,506 | 37,506 |

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 純資産 合計 |
|---------------------------|---------|---------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本 合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 243,500 | 183,500 | 183,500 | △389,493 | △389,493 | 37,506 | 37,506 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | |
| 中間純損失（△） | | | | △20,084 | △20,084 | △20,084 | △20,084 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | — | — | — | △20,084 | △20,084 | △20,084 | △20,084 |
| 当中間期末残高 | 243,500 | 183,500 | 183,500 | △409,578 | △409,578 | 17,421 | 17,421 |

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日) | 当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) |
|----------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純損失 (△) | △54,122 | △101,161 |
| 減価償却費 | 9,820 | 436 |
| 減損損失 | 7,094 | — |
| 貸倒損失 | 16,546 | — |
| 貸倒引当金繰入額 | 942 | — |
| 受取利息及び受取配当金 | △365 | △4 |
| 支払利息 | 1,830 | 1,995 |
| 助成金収入 | — | △4,973 |
| 売上債権の増減額 (△は増加) | 19,982 | 5,205 |
| たな卸資産の増減額 (△は増加) | — | △540 |
| 仕入債務の増減額 (△は減少) | △20 | 1,000 |
| 未払金の増減額 (△は減少) | △1,133 | 12,355 |
| 未払消費税等の増減額 (△は減少) | △4,399 | — |
| 前払費用の増減額 (△は増加) | △503 | △215 |
| その他 | △1,478 | △5,930 |
| 小計 | △5,806 | △91,832 |
| 利息及び配当金の受取額 | 365 | 4 |
| 利息の支払額 | △1,830 | △1,995 |
| 法人税等の支払額 | △290 | △290 |
| 助成金収入の受取額 | — | 4,973 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | △8,184 | △89,139 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金等の預入による支出 | △550 | △450 |
| 定期預金等の払戻による収入 | 300 | 600 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △1,236 | △1,928 |
| 無形固定資産の取得による支出 | — | △6,900 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △1,486 | △8,678 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額 (△は減少) | 5,890 | △16,660 |
| 長期借入れによる収入 | 30,000 | 185,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | △69,217 | △69,797 |
| 貸付金の回収による収入 | 29,914 | — |
| 株式の発行による収入 | 185,000 | — |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 181,587 | 98,543 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | — | — |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | 171,916 | 724 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 50,406 | 222,323 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | ※ 222,323 | ※ 223,048 |

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日) |
|----------------------|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税引前中間純損失 (△) | △19,939 |
| 減価償却費 | 1,107 |
| 受取利息及び受取配当金 | △1 |
| 支払利息 | 609 |
| 補助金収入 | △2,754 |
| 受取清算金 | △5,490 |
| 売上債権の増減額 (△は増加) | △1,306 |
| たな卸資産の増減額 (△は増加) | △339 |
| 仕入債務の増減額 (△は減少) | △580 |
| 未払金の増減額 (△は減少) | △10,863 |
| 未払消費税等の増減額 (△は減少) | 3,981 |
| 前払費用の増減額 (△は増加) | △2,934 |
| その他 | 3,619 |
| 小計 | △34,890 |
| 利息及び配当金の受取額 | 1 |
| 利息の支払額 | △366 |
| 法人税等の支払額 | △290 |
| 補助金収入の受取額 | 2,754 |
| 清算金等の受取額 | 5,490 |
| 法人税等の還付 | 425 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | △26,875 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 定期預金等の預入による支出 | △300 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △517 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △300 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △1,117 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 長期借入金の返済による支出 | △23,320 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △23,320 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | — |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | △51,312 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 223,048 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | ※ 171,735 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

| | |
|-----------|------|
| 建物附属設備 | 10年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～5年 |

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な業務における主な履行義務の内容及び当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点については、収益認識に関する注記に記載のとおりであります。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の早期適用に伴う変更)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下、「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を早期適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項但書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。但し、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

なお、収益認識会計基準等の適用が財務諸表に及ぼす影響はありません。

(未適用の会計基準等)

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下、「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下、「本会計基準」)が開発され、公表されたものであります。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示した上で、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものであります。

2. 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものであります。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

2. 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準の整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものであります。

企業会計基準委員会の時価算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

2. 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(修正再表示)

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当事業年度より監査法人による金融商品取引法に準じた監査を受けることとなり、監査の過程で発見された過年度における仕掛品の算定及び固定資産の評価並びに売上計上及び当該売上債権に対する貸倒処理に係る誤謬の訂正を行っております。

この結果、当事業年度の期首の利益剰余金及び純資産が1,840千円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(追加情報)

1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当社の事業領域においても営業活動の大幅な制限が発生しております。このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の影響については、会計上の見積りを行う上での参考となる前例がなく、今後の広がり方や収束時期等については統一的な見解がないため、今後の当社への影響を予測することは極めて困難ではありますが、ある一定の仮定に基づいて固定資産の減損テストの判定等の会計上の見積りを実施し、会計処理に反映しております。一定の仮定としては、翌事業年度末までには新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束し、経済活動状況が新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準まで回復するものとしております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動への影響については不確定要素が多く、上記の仮定に変化が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に少なからず影響を及ぼす可能性があります。

2. 当社の会計監査人でありましたPwC京都監査法人との間の監査報酬の精算について

当社は、当社の会計監査人でありましたPwC京都監査法人との間の監査契約を2020年12月16日付で合意解除しております。当事業年度においては、同監査法人に対する報酬等の額について、当初の監査契約に基づく最大額として、当社から同監査法人に対して支払済みの金額を費用計上しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2019年12月31日) | 当事業年度 (2020年12月31日) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 建物附属設備 | 874千円 | 一千円 |
| 工具、器具及び備品 | 2,941 " | 436 " |
| 計 | 3,815千円 | 436千円 |

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2019年12月31日) | 当事業年度 (2020年12月31日) |
|------|------------------------|------------------------|
| 長期預金 | 10,000千円 | 10,000千円 |
| 計 | 10,000千円 | 10,000千円 |

| | 前事業年度 (2019年12月31日) | 当事業年度 (2020年12月31日) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1,980千円 | 1,980千円 |
| 長期借入金 | 4,885 " | 2,905 " |
| 計 | 6,865千円 | 4,885千円 |

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2019年12月31日) | 当事業年度 (2020年12月31日) |
|---------|------------------------|------------------------|
| 当座貸越極度額 | 50,000千円 | 50,000千円 |
| 借入実行残高 | 10,000 " | 10,000 " |
| 差引額 | 40,000千円 | 40,000千円 |

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日) | 当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) |
|---------|---|---|
| 役員報酬 | 15,390千円 | 23,632千円 |
| 給料手当 | 60,335 " | 59,918 " |
| 支払報酬 | 7,440 " | 27,495 " |
| おおよその割合 | | |
| 販売費 | 9.9% | 6.2% |
| 一般管理費 | 90.1% | 93.8% |

※2 減損損失

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

| 場所 | 用途 | 種類 |
|----|-----------------|--------|
| 本社 | アプリケーションのカスタマイズ | ソフトウェア |

当社は、アプリケーションのカスタマイズについて個別資産ごとにグルーピングを行う以外は、会社全体をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行っております。

アプリケーションのカスタマイズに使用するソフトウェアについて、使用可能性が著しく低下したため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(7,094千円)として特別損失に計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、使用価値を零として評価しております。

当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度 期首株式数 (株) | 当事業年度 増加株式数 (株) | 当事業年度 減少株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|-------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 普通株式 | 450 | 74 | — | 524 |

(注) 普通株式の株式数の増加は、第三者割当増資による新株発行であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度 期首株式数 (株) | 当事業年度 増加株式数 (株) | 当事業年度 減少株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|-------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 普通株式 | 524 | — | — | 524 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日) | 当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) |
|------------------|---|---|
| 現金及び預金 | 222,983千円 | 223,558千円 |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | △660 " | △510 " |
| 現金及び現金同等物 | 222,323千円 | 223,048千円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、増資及び銀行等の金融機関からの借入により資金を調達しております。また、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、差入保証金は、本社オフィスの賃借に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。短期借入金及び長期借入金は、運転資金又は設備投資等に係る資金調達であります。営業債務及び借入金は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、与信管理規程に従って、取引先別に与信限度額を定めるとともに、回収期日及び残高を管理するとともに、入金状況を事業部門と随時共有しております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減、早期対応を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（2019年12月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 222,983 | 222,983 | — |
| (2) 売掛金 | 18,452 | 18,452 | — |
| (3) 長期預金 | 10,000 | 9,997 | △2 |
| 資産計 | 251,435 | 251,432 | △2 |
| (1) 買掛金 | 304 | 304 | — |
| (2) 未払金 | 6,853 | 6,853 | — |
| (3) 短期借入金 | 26,660 | 26,660 | — |
| (4) 長期借入金 | 92,381 | 88,940 | △3,440 |
| 負債計 | 126,199 | 122,758 | △3,440 |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期預金

長期性定期預金の時価については、新規に同様の預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いて算出する方法によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金及び(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

差入保証金（貸借対照表計上額1,169千円）及び長期預り保証金（貸借対照表計上額2,060千円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 222,983 | — | — | — |
| 売掛金 | 18,452 | — | — | — |
| 長期預金 | — | 10,000 | — | — |
| 合計 | 241,435 | 10,000 | — | — |

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 26,660 | — | — | — | — | — |
| 長期借入金 | 30,375 | 25,114 | 20,442 | 9,170 | 2,880 | 4,400 |
| 合計 | 57,035 | 25,114 | 20,442 | 9,170 | 2,880 | 4,400 |

当事業年度（2020年12月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 223,558 | 223,558 | — |
| (2) 売掛金 | 13,247 | 13,247 | — |
| (3) 未収入金 | 2,003 | 2,003 | — |
| (4) 長期預金 | 10,000 | 10,005 | 5 |
| 資産計 | 248,808 | 248,813 | 5 |
| (1) 買掛金 | 1,305 | 1,305 | — |
| (2) 未払金 | 19,209 | 19,209 | — |
| (3) 短期借入金 | 10,000 | 10,000 | — |
| (4) 長期借入金 | 207,584 | 197,572 | △10,011 |
| 負債計 | 238,098 | 228,086 | △10,011 |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金及び(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期預金

長期性定期預金の時価については、新規に同様の預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いて算出する方法によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金及び(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

差入保証金（貸借対照表計上額1,119千円）及び長期預り保証金（貸借対照表計上額2,060千円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 223,558 | — | — | — |
| 売掛金 | 13,247 | — | — | — |
| 未収入金 | 2,003 | — | — | — |
| 長期預金 | — | 10,000 | — | — |
| 合計 | 238,808 | 10,000 | — | — |

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 10,000 | — | — | — | — | — |
| 長期借入金 | 47,052 | 44,430 | 33,158 | 26,868 | 24,224 | 31,852 |
| 合計 | 57,052 | 44,430 | 33,158 | 26,868 | 24,224 | 31,852 |

(有価証券関係)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|-------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 決議年月日 | 2016年3月29日 | 2019年3月27日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 1名 当社従業員 3名 | 当社従業員 4名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注)1 | 普通株式 50株 | 普通株式 6株 |
| 付与日 | 2016年3月30日 | 2019年3月27日 |
| 権利確定条件 | (注)2 | (注)2 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は定めておりません。 | 対象勤務期間は定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 2018年3月31日から 2026年3月30日まで | 2021年3月28日から 2029年3月27日まで |

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

前事業年度(2019年12月期)において存在していたストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

| | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|----------|----------|----------|
| 権利確定前(株) | | |
| 前事業年度末 | — | — |
| 付与 | — | 6 |
| 失効 | — | — |
| 権利確定 | — | — |
| 未確定残 | — | 6 |
| 権利確定後(株) | | |
| 前事業年度末 | 50 | — |
| 権利確定 | — | — |
| 権利行使 | — | — |
| 失効 | — | — |
| 未行使残 | 50 | — |

(注) 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

② 単価情報

| | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|-------------------|-----------|-----------|
| 権利行使価格（円） | 2,000,000 | 2,500,000 |
| 行使時平均株価（円） | — | — |
| 付与日における公正な評価単価（円） | — | — |

（注）2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法及び類似会社比準法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 ー 千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 ー 千円

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|-------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 決議年月日 | 2016年3月29日 | 2019年3月27日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 1名 当社従業員 3名 | 当社従業員 4名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注）1 | 普通株式 50株 | 普通株式 6株 |
| 付与日 | 2016年3月30日 | 2019年3月27日 |
| 権利確定条件 | （注）2 | （注）2 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は定めておりません。 | 対象勤務期間は定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 2018年3月31日から 2026年3月30日まで | 2021年3月28日から 2029年3月27日まで |

（注）1. 株式数に換算して記載しております。なお、2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】（2）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

当事業年度（2020年12月期）において存在していたストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

| | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|----------|----------|----------|
| 権利確定前（株） | | |
| 前事業年度末 | — | 6 |
| 付与 | — | — |
| 失効 | — | — |
| 権利確定 | — | — |
| 未確定残 | — | 6 |
| 権利確定後（株） | | |
| 前事業年度末 | 50 | — |
| 権利確定 | — | — |
| 権利行使 | — | — |
| 失効 | — | — |
| 未行使残 | 50 | — |

（注）2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

② 単価情報

| | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|-------------------|-----------|-----------|
| 権利行使価格（円） | 2,000,000 | 2,500,000 |
| 行使時平均株価（円） | — | — |
| 付与日における公正な評価単価（円） | — | — |

（注）2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法及び類似会社比準法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 — 千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 — 千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (2019年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|------------------------|------------|
| 未払事業税 | 464 千円 |
| 貸倒引当金 | 288 " |
| 減価償却超過額 | 4,893 " |
| 税務上の繰越欠損金 (注) | 79,338 " |
| 繰延税金資産小計 | 84,984 千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) | △79,338 " |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △5,646 " |
| 評価性引当額小計 | △84,984 千円 |
| 繰延税金資産合計 | — 千円 |
| 繰延税金負債 | — " |
| 繰延税金資産純額 | — 千円 |

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) | 合計 (千円) |
|-------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|------------|
| 税務上の繰越欠損金 ※ | — | — | — | — | — | 79,338 | 79,338 |
| 評価性引当額 | — | — | — | — | — | △79,338 | △79,338 |
| 繰延税金資産 | — | — | — | — | — | — | — |

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度（2020年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|------------------------|-------------|
| 未払事業税 | 200 千円 |
| 減価償却超過額 | 457 〃 |
| 税務上の繰越欠損金（注）2 | 115,543 〃 |
| 繰延税金資産小計 | 116,201 千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2 | △115,543 〃 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △657 〃 |
| 評価性引当額小計（注）1 | △116,201 千円 |
| 繰延税金資産合計 | — 千円 |
| 繰延税金負債 | — 〃 |
| 繰延税金資産純額 | — 千円 |

（注）1. 評価性引当額が、前事業年度に比べ31,216千円増加しております。これは主に、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が36,204千円増加したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) | 合計 (千円) |
|-------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|------------|
| 税務上の繰越欠損金 ※ | — | — | — | — | — | 115,543 | 115,543 |
| 評価性引当額 | — | — | — | — | — | △115,543 | △115,543 |
| 繰延税金資産 | — | — | — | — | — | — | — |

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社は、音の信号処理に基づくソフトウェアの研究開発をベースとして事業を展開しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点は、次のとおりであります。

1. ライセンス供与による収益

当社は、顧客との契約に基づき、当社が開発した技術に関するライセンスを供与しております。当該ライセンスは使用权の供与であり、顧客において当該ライセンスの使用が可能となることにより主な履行義務が充足されると判断しており、ライセンスを供与した時点で収益を認識しております。

2. 役務の提供から生じる収益

当社は、顧客との契約に基づき、スマートフォン・アプリケーションのカスタマイズ等の役務の提供を行っております。役務の提供が完了することにより主な履行義務が充足されると判断しており、当該役務の提供の完了時点で収益を認識しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 |
|--------------|--------|
| Palabra株式会社 | 31,477 |
| 株式会社スイッチメディア | 24,180 |
| 株式会社リコー | 20,840 |

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 |
|--------------|--------|
| 株式会社スイッチメディア | 24,000 |
| 株式会社リコー | 21,000 |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----|------------|-----|--------------|-----------|--------------------------|-----------|------------------|----------|----|----------|
| 役員 | 瀧川 淳 | — | — | 当社代表取締役 | 被所有 直接19.1 間接36.3% | 当社代表取締役 | 当社の銀行借入に対する債務被保証 | 86,435 | — | — |

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 金融機関からの借入に対して債務保証を受けており、取引金額には当事業年度末における保証残高を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----|------------|-----|--------------|-----------|--------------------------|-----------|------------------|----------|----|----------|
| 役員 | 瀧川 淳 | — | — | 当社代表取締役 | 被所有 直接19.1 間接36.3% | 当社代表取締役 | 当社の銀行借入に対する債務被保証 | 105,398 | — | — |

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 金融機関からの借入に対して債務保証を受けており、取引金額には当事業年度末における保証残高を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日) | 当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) |
|---------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 53.73円 | 14.31円 |
| 1株当たり当期純損失(△) | △22.61円 | △38.72円 |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日) | 当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) |
|--|--|--|
| 当期純損失(△) (千円) | △54,412 | △101,451 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — | — |
| 普通株式に係る当期純損失(△) (千円) | △54,412 | △101,451 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,405,685 | 2,620,000 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 新株予約権2種類(新株予約権の数 56個) 新株予約権の概要は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。 | 新株予約権2種類(新株予約権の数 56個) 新株予約権の概要は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。 |

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (2019年12月31日) | 当事業年度 (2020年12月31日) |
|--------------------------------|------------------------|------------------------|
| 純資産の部の合計額(千円) | 140,798 | 37,506 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | — | — |
| (うち新株予約権) (千円) | (—) | (—) |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円) | 140,798 | 37,506 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株) | 2,620,000 | 2,620,000 |

5. 「修正再表示」に記載のとおり、当事業年度より監査法人による金融商品取引法に準じた監査を受けることとなり、監査の過程で発見された前事業年度に係る誤謬の訂正を当事業年度で行っております。これによる前事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益への影響はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 第4回新株予約権

2021年3月24日開催の第17回定時株主総会決議及び2021年4月14日開催の取締役会決議に基づき、第4回新株予約権を発行しております。

内容については、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」及び「(9)【ストック・オプション制度の内容】」を参照ください。

【注記事項】 中間財務諸表

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な業務における主な履行義務の内容及び当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点については、収益認識に関する注記に記載のとおりであります。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当社の事業領域においても営業活動の大幅な制限が発生しております。このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の影響については、会計上の見積りを行う上での参考となる前例がなく、今後の広がり方や収束時期等については統一的な見解がないため、今後の当社への影響を予測することは極めて困難ではありますが、ある一定の仮定に基づいて固定資産の減損テストの判定等の会計上の見積りを実施し、会計処理に反映しております。一定の仮定としては、当事業年度末までには新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束し、経済活動状況が新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準まで回復するものとしております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動への影響については不確定要素が多く、上記の仮定に変化が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に少なからず影響を及ぼす可能性があります。

2. 当社の会計監査人でありましたPwC京都監査法人との間の監査報酬の精算について

当社は、会計監査人でありましたPwC京都監査法人との間の監査契約を2020年12月16日付で合意解除しております。当事業年度においては、同監査法人に対する報酬等の額について、当初の監査契約に基づく最大額として、当社から同監査法人に対して支払済みの金額を費用計上しておりましたが、同監査法人との間の協議の結果、同監査法人による業務の適正性、合意解除後の一連の経緯や時間の経過等の諸般の事情を勘案し、2021年6月11日付の合意書に基づき、同監査法人から当社に対して、「清算金」として6,039千円（税込）が支払われております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 当中間会計期間 (2021年6月30日) |
|-----------|-------------------------|
| 工具、器具及び備品 | 832千円 |
| 計 | 832千円 |

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (2021年6月30日) |
|------|-------------------------|
| 長期預金 | 10,000千円 |
| 計 | 10,000千円 |

| | 当中間会計期間 (2021年6月30日) |
|---------------|-------------------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1,980千円 |
| 長期借入金 | 1,915 〃 |
| 計 | 3,895千円 |

※3 当社は、資金調達の効率的な調整を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当中間会計期間における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (2021年6月30日) |
|---------|-------------------------|
| 当座貸越極度額 | 50,000千円 |
| 借入実行残高 | 10,000 〃 |
| 差引額 | 40,000千円 |

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日) |
|-------|--|
| 役員報酬 | 18,510千円 |
| 給料手当 | 26,745 " |
| 支払手数料 | 9,037 " |

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度 期首株式数 (株) | 当中間会計期間 増加株式数 (株) | 当中間会計期間 減少株式数 (株) | 当中間会計期間末 株式数 (株) |
|-------|-----------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|
| 普通株式 | 524 | — | — | 524 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日) |
|------------------|--|
| 現金及び預金 | 172,545千円 |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | △810 " |
| 現金及び現金同等物 | 171,735千円 |

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2. 参照）。

当中間会計期間（2021年6月30日）

| | 中間貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 172,545 | 172,545 | — |
| (2) 売掛金 | 14,553 | 14,553 | — |
| (3) 長期預金 | 10,000 | 9,998 | △2 |
| 資産計 | 197,098 | 197,096 | △2 |
| (1) 買掛金 | 725 | 725 | — |
| (2) 未払金 | 8,346 | 8,346 | — |
| (3) 短期借入金 | 10,000 | 10,000 | — |
| (4) 長期借入金 | 184,264 | 177,265 | △6,998 |
| 負債計 | 203,335 | 196,337 | △6,998 |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期預金

長期性定期預金の時価については、新規に同様の預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いて算出する方法によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金及び(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、1年以内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

差入保証金（中間貸借対照表計上額1,119千円）及び長期預り保証金（中間貸借対照表計上額2,060千円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、上表には含めておりません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

| | |
|-------------------------|--------------------------|
| | 第4回新株予約権 |
| 決議年月日 | 2021年3月24日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 3名 当社従業員 6名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注)1 | 普通株式 23株 |
| 付与日 | 2021年4月14日 |
| 権利確定条件 | (注)2 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 2023年4月15日から2031年3月23日まで |
| 権利行使価格(円) | 2,500,000 |
| 付与日における公正な評価単価(円) | — |

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃貸契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 |
|--------------|--------|
| 株式会社スイッチメディア | 12,000 |
| 株式会社イヤホンガイド | 8,978 |
| 株式会社乃村工藝社 | 8,800 |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 当中間会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日) |
|---------------|--|
| 1株当たり純資産額 | 6.64円 |
| 1株当たり中間純損失(△) | △7.66円 |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。
2. 2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純損失を算定しております。
3. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| 項目 | 当中間会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日) |
|--|---|
| 中間純損失(△)(千円) | △20,084 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — |
| 普通株式に係る中間純損失(△)(千円) | △20,084 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,620,000 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 新株予約権3種類(新株予約権の数79個) 新株予約権の概要は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。 |

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| 項目 | 当中間会計期間 (2021年6月30日) |
|--------------------------------|-------------------------|
| 純資産の部の合計額(千円) | 17,421 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | — |
| (うち新株予約権)(千円) | (—) |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円) | 17,421 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株) | 2,620,000 |

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用

2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で以下のとおり株式分割を行うとともに、2021年9月30日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の変更が行われ、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割の目的

株式全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、株式分割を行った上で、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2021年9月30日午前零時現在の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。

② 株式分割による増加株式数

普通株式 2,619,476株

③ 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 2,620,000株

④ 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 10,000,000株

⑤ 株式分割の効力発生日

2021年9月30日

なお、「(1株当たり情報)」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

2. 第5回新株予約権

2021年9月30日開催の臨時株主総会決議及び2021年10月13日開催の取締役会決議により、第5回新株予約権を発行しております。

内容については、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」及び「(9)【ストック・オプション制度の内容】」を参照ください。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末 残高(千円) |
|-----------|---------------|---------------|------------------|---------------|-----------------------------------|---------------|-----------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物附属設備 | 405 | — | 405 (405) | — | — | — | — |
| 工具、器具及び備品 | 1,627 | 1,928 | 1,627 (1,627) | 1,928 | 436 | 436 | 1,492 |
| 有形固定資産計 | 2,032 | 1,928 | 2,032 (2,032) | 1,928 | 436 | 436 | 1,492 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | — | 6,900 | — | 6,900 | — | — | 6,900 |
| 無形固定資産計 | — | 6,900 | — | 6,900 | — | — | 6,900 |
| 長期前払費用 | 1,186 | 242 | 648 | 779 | — | — | 779 |

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品 3Dプリンタ、PC一式等の購入 1,928千円

ソフトウェア 基幹業務システムの導入 6,900千円

2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、「第6【経理の状況】【注記事項】(修正再表示)」に記載のとおり、固定資産の評価に係る誤謬の訂正を行っております。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|--------------------------|
| 短期借入金 | 26,660 | 10,000 | 1.48 | — |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 30,375 | 47,052 | 1.16 | — |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 62,006 | 160,532 | 1.05 | 2022年1月31日～ 2027年7月6日 |
| 合計 | 119,041 | 217,584 | — | — |

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

| 区分 | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 44,430 | 33,158 | 26,868 | 24,224 |

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

| 区分 | 金額 (千円) |
|------|---------|
| 現金 | 31 |
| 預金 | |
| 普通預金 | 223,016 |
| 定期預金 | 360 |
| 定期積金 | 150 |
| 計 | 223,526 |
| 合計 | 223,558 |

② 売掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額 (千円) |
|---------------------|---------|
| 株式会社スイッチメディア | 4,400 |
| 東宝株式会社 | 2,310 |
| 株式会社サンライズ社 | 1,980 |
| 東映株式会社 | 924 |
| ワーナー ブラザース ジャパン合同会社 | 924 |
| その他 | 2,709 |
| 合計 | 13,247 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高(千円) | 当期発生高(千円) | 当期回収高(千円) | 当期末残高(千円) | 回収率(%) | 滞留期間(日) |
|-----------|-----------|-----------|-----------|----------------------------------|---------------------------------------|
| (A) | (B) | (C) | (D) | $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$ | $\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{365}$ |
| 18,452 | 118,245 | 123,450 | 13,247 | 90.3 | 48 |

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 仕掛品

| 区分 | 金額 (千円) |
|-----|---------|
| 仕掛品 | 732 |
| 合計 | 732 |

④ 保険積立金

| 相手先 | 金額 (千円) |
|--------------------|---------|
| 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 | 11,073 |
| 日本生命保険相互会社 | 3,657 |
| 住友生命保険相互会社 | 1,176 |
| 合計 | 15,907 |

⑤ 買掛金

| 相手先 | 金額 (千円) |
|-----------------------------|---------|
| 特定非営利活動法人メディア・アクセス・サポートセンター | 1,039 |
| 株式会社ノーティーズ | 90 |
| 株式会社イヤホンガイド | 56 |
| 松竹株式会社 | 56 |
| 株式会社IDCフロンティア | 48 |
| その他 | 14 |
| 合計 | 1,305 |

⑥ 未払金

| 相手先 | 金額 (千円) |
|-----------------------------------|---------|
| 東光監査法人 | 10,450 |
| アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド | 2,307 |
| 社会保険庁 | 1,276 |
| ツバイン株式会社 | 1,046 |
| 関東ITソフトウェア健康保険組合 | 805 |
| その他 | 3,323 |
| 合計 | 19,209 |

⑦ 1年内返済予定の長期借入金

| 区分 | 金額 (千円) |
|--------------|---------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 20,532 |
| 株式会社みずほ銀行 | 3,000 |
| 城南信用金庫 | 8,616 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 6,830 |
| 株式会社きらぼし銀行 | 5,218 |
| 株式会社三井住友銀行 | 2,856 |
| 合計 | 47,052 |

⑧ 長期借入金 (1年内返済予定を除く。)

| 区分 | 金額 (千円) |
|--------------|---------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 61,654 |
| 城南信用金庫 | 44,436 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 32,940 |
| 株式会社三井住友銀行 | 15,954 |
| 株式会社きらぼし銀行 | 5,298 |
| 株式会社みずほ銀行 | 250 |
| 合計 | 160,532 |

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

| | |
|--|--|
| 事業年度 | 毎年1月1日から12月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度末日の翌日から3か月以内 |
| 基準日 | 毎年12月31日 |
| 株券の種類 | — |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年12月31日 毎年6月30日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 株式の名義書換え（注）1 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 無料 該当事項はありません。 |
| 単元未満株式の買取り（注）2 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料（注）3 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 無料 |
| 公告掲載方法 | 当会社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URL： https://www.evixar.com/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

- （注）1. 当社株式はTOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式になることから、当該事項はなくなる予定であります。
2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 単元未満株式の買取手数料は当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

第三部 【特別情報】

第1 【有価証券の様式】

当社は、株券を発行しておらず、株券の交付は行わないため、該当事項はありません。

第2 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|-------------|---|-------------------|--------------------|--|---|--|---------|-----------------------------------|------------|
| 2019年10月30日 | 株式会社ALBERT 代表取締役社長 松本 壮志 | 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 瀧川 淳 | 東京都豊島区 | 当社代表取締役 | 25 | 37,500,000 (1,500,000) (注)3 | 所有者の事情による |
| 2019年11月27日 | 瀧川 淳 | 東京都豊島区 | 当社代表取締役 | 西河 洋一 | 東京都練馬区 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 20 | 50,000,000 (2,500,000) (注)3 | 所有者の事情による |
| 2019年11月27日 | 瀧川 淳 | 東京都豊島区 | 当社代表取締役 | 岩永 宇宙 | 東京都墨田区 | — | 4 | 8,000,000 (2,000,000) (注)3 | 所有者の事情による |
| 2019年12月25日 | NIPPON Platform 株式会社 代表取締役社長 菱木 信介 | 東京都品川区上大崎二丁目14番5号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | NIPPON GAO GROUP LIMITED Director 高木 純 | Suite 309, Capital City Building, Independence Avenue, Victoria, Mahe, Republic of Seychelles | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 20 | 50,000,000 (2,500,000) (注)3 | 所有者の事情による |
| 2020年6月17日 | 瀧川 淳 | 東京都豊島区 | 当社代表取締役 | 株式会社多喜川カンパニー 代表取締役 瀧川 淳 | 東京都豊島区上池袋一丁目37番22号 | 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名) | 190 | 57,000,000 (300,000) (注)3 | 資産管理会社への譲渡 |

- (注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は、上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいいます。)の末日(2020年12月31日)から起算して2年前(2019年1月1日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1.において同じ)が、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。
2. 特別利害関係者等の範囲は、次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
3. 移動価格は、当事者間において協議の上、決定した価格であります。
4. 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

| 項目 | 新株予約権① | 新株予約権② |
|-------------|---|---|
| 発行年月日 | 2021年3月24日 | 2021年9月30日 |
| 種類 | 第4回新株予約権 (ストック・オプション) | 第5回新株予約権 (ストック・オプション) |
| 発行数 | 普通株式 23株 | 普通株式 40,000株 |
| 発行価格 | 2,500,000円 | 500円 |
| 資本組入額 | 1,250,000円 | 250円 |
| 発行価額の総額 | 57,500,000円 | 20,000,000円 |
| 資本組入額の総額 | 28,750,000円 | 10,000,000円 |
| 発行方法 | 2021年3月24日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。 | 2021年9月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。 |
| 保有期間等に関する確約 | (注)2 | (注)2 |

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当て又は交付を受けた者について、担当J-Adviserに対して、以下の各事項について書面により確約を行わせるものとされております。
 - ① 割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下、「割当株式等」という。)について、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日(割当株式等の割当て又は交付を受けた日以降1年を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から1年間を経過する日)までの継続所有
 - ② 割当株式等を譲渡する場合は、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること
 - ③ その他同取引所が必要と定める事項
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は、2020年12月31日であります。
2. 同規程施行規則第107条の規定に基づき、当該割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権を、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(割当株式等の割当て又は交付を受けた日以降1年を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算定された価格を総合的に勘案して、決定しております。
 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

| | 新株予約権① | 新株予約権② |
|----------|------------------------------|-------------------------------|
| 行使時の払込金額 | 1株につき2,500,000円 | 1株につき500円 |
| 行使期間 | 2023年4月15日から 2031年3月23日まで | 2023年10月14日から 2031年9月29日まで |

| | | |
|----------|---|---|
| 行使の条件 | <p>① 新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の取締役、監査役又は従業員の地位になければならない。ただし、当社又は当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は、新株予約権割当契約の定めるところに従って、新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 新株予約権の一部を行使することはできない。</p> | <p>① 新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の取締役、監査役又は従業員の地位になければならない。ただし、当社又は当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は、新株予約権割当契約の定めるところに従って、新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 新株予約権の一部を行使することはできない。</p> |
| 譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |

5. 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っておりますが、新株予約権①の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の 職業及び 事業の内容等 | 割当株数 (株) | 価格 (単価) (円) | 取得者と 提出会社との関係 |
|----------------|-------------|------------------------|-------------|---------------------------|--------------------------------|
| 渡辺 真次郎 | 東京都江東区 | 会社役員 | 8 | 20,000,000 (2,500,000) | 当社執行役員 |
| 檜原 昌洋 | 神奈川県川崎市高津区 | 会社員 | 5 | 12,500,000 (2,500,000) | 当社従業員 |
| 林 功司 | 神奈川県横浜市中区 | 公認会計士・税理士 | 3 | 7,500,000 (2,500,000) | 特別利害関係者等 (当社の取締役・ 監査等委員) |
| 那須 猛士 | 東京都足立区 | 会社員 | 2 | 5,000,000 (2,500,000) | 当社従業員 |
| 眞家 茂樹 | 愛知県名古屋市中熱田区 | 弁護士 | 1 | 2,500,000 (2,500,000) | 特別利害関係者等 (当社の取締役・ 監査等委員) |
| 伊東 政紀 | 東京都千代田区 | 会社役員 | 1 | 2,500,000 (2,500,000) | 特別利害関係者等 (当社の取締役・ 監査等委員) |
| 坂元 風楽 | 東京都杉並区 | 会社員 | 1 | 2,500,000 (2,500,000) | 当社従業員 |
| 山田 尚史 | 東京都世田谷区 | 会社員 | 1 | 2,500,000 (2,500,000) | 当社従業員 |
| 内田 優希 | 東京都江戸川区 | 会社員 | 1 | 2,500,000 (2,500,000) | 当社従業員 |

(注) 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権②

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の 職業及び 事業の内容等 | 割当株数 (株) | 価格 (単価) (円) | 取得者と 提出会社との関係 |
|----------------|---------|------------------------|-------------|--------------------|------------------|
| 内田 優希 | 東京都江戸川区 | 会社員 | 15,000 | 7,500,000 (500) | 当社従業員 |
| 原 晋太郎 | 東京都江東区 | 会社員 | 15,000 | 7,500,000 (500) | 当社従業員 |
| 清水 千秋 | 東京都豊島区 | 会社員 | 5,000 | 2,500,000 (500) | 当社従業員 |
| 渡壁 航平 | 埼玉県越谷市 | 会社員 | 5,000 | 2,500,000 (500) | 当社従業員 |

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に対する 所有株式数の 割合 (%) |
|------------------------------------|---|----------------------|---------------------------------|
| 株式会社多喜川カンパニー (注) 2、3 | 東京都豊島区上池袋一丁目37番22号 | 950,000 | 31.10 |
| 瀧川 淳 (注) 2、4 | 東京都豊島区 | 500,000 | 16.37 |
| 株式会社リコー (注) 2 | 東京都大田区中馬込一丁目3番6号 | 200,000 | 6.55 |
| 山科 誠 (注) 2 | 神奈川県逗子市 | 175,000 | 5.73 |
| 西河 洋一 (注) 2 | 東京都練馬区 | 150,000 | 4.91 |
| 鈴木 久晴 (注) 5、6 | 埼玉県越谷市 | 150,000 (150,000) | 4.91 (4.91) |
| 株式会社ディーネット (注) 2 | 大阪府大阪市中央区北浜二丁目6番11号 | 100,000 | 3.27 |
| 株式会社ユーティマネジメント (注) 2 | 東京都港区六本木二丁目2番7号 | 100,000 | 3.27 |
| NIPPON GAO GROUP LIMITED (注) 2 | Suite 309, Capital City Building, Independence Avenue, Victoria, Mahe, Republic of Seychelles | 100,000 | 3.27 |
| 株式会社博報堂DYホールディングス (注) 2 | 東京都港区赤坂五丁目3番1号 | 65,000 | 2.13 |
| デジタル・アドバイザーズ・コンソー シアム株式会社 (注) 2 | 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 | 65,000 | 2.13 |
| 株式会社ブックマークエンタープライズ | 東京都港区高輪三丁目23番17号 | 50,000 | 1.64 |
| 長友 康彦 (注) 7 | 千葉県千葉市美浜区 | 50,000 (50,000) | 1.64 (1.64) |
| 渡辺 真次郎 (注) 6 | 東京都江東区 | 40,000 (40,000) | 1.31 (1.31) |
| 檜原 昌洋 (注) 8 | 神奈川県川崎市高津区 | 35,000 (35,000) | 1.15 (1.15) |
| Kudan Vision株式会社 | 東京都渋谷区渋谷二丁目10番15号 | 25,000 | 0.82 |
| 株式会社NGF | 東京都新宿区四谷二丁目11番15号 | 25,000 | 0.82 |
| 佐久間 裕幸 | 東京都文京区 | 25,000 | 0.82 |
| 衣川 武志 | 東京都世田谷区 | 25,000 | 0.82 |
| 徳永 和則 (注) 8 | 千葉県千葉市美浜区 | 25,000 (25,000) | 0.82 (0.82) |
| 勝見 雄介 (注) 8 | 東京都北区 | 25,000 (25,000) | 0.82 (0.82) |
| 福原 秀己 | 東京都目黒区 | 20,000 | 0.65 |
| 株式会社サンライズ社 | 東京都千代田区紀尾井町3番12号 | 20,000 | 0.65 |
| 岩永 宇宙 | 東京都墨田区 | 20,000 | 0.65 |
| 那須 猛士 (注) 8 | 東京都足立区 | 20,000 (20,000) | 0.65 (0.65) |
| 内田 優希 (注) 8 | 東京都江戸川区 | 20,000 (20,000) | 0.65 (0.65) |
| 林 功司 (注) 5 | 神奈川県横浜市中区 | 15,000 (15,000) | 0.49 (0.49) |

| | | | |
|-------------|-------------|------------------------|-------------------|
| 原 晋太郎 (注) 8 | 東京都江東区 | 15,000 (15,000) | 0.49 (0.49) |
| 伊東 政紀 (注) 5 | 東京都千代田区 | 10,000 (5,000) | 0.33 (0.16) |
| 清水 千秋 (注) 8 | 東京都豊島区 | 10,000 (10,000) | 0.33 (0.33) |
| 眞家 茂樹 (注) 5 | 愛知県名古屋市中熱田区 | 5,000 (5,000) | 0.16 (0.16) |
| その他4名 | — | 20,000 (20,000) | 0.65 (0.65) |
| 計 | — | 3,055,000 (435,000) | 100.00 (14.24) |

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を除く株式総数に対する割合であります。また、()内は新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。小数点以下第3位を四捨五入しております。

なお、2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。

2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名) であります。
3. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社) であります。
4. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役) であります。
5. 特別利害関係者等 (当社の取締役) であります。
6. 当社の執行役員であります。
7. 当社の技術専門役員であります。
8. 当社の従業員であります。

独立監査人の監査報告書

2021年11月10日

エヴィクサー株式会社
取締役会 御中

東光監査法人
東京都千代田区
指定社員
業務執行社員
指定社員
業務執行社員

公認会計士

佐藤 明彦



公認会計士

照井 慎平



監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエヴィクサー株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エヴィクサー株式会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2019年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月10日

エヴィクサー株式会社
取締役会 御中

東光監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員

公認会計士

佐藤 明亮



指定社員
業務執行社員

公認会計士

照井 慎平



中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエヴィクサー株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、エヴィクサー株式会社の2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。